

第三章 戦国時代の福生市域とその周辺

第一節 後北条氏の武蔵侵攻と北条氏照の登場

後北条氏の 古河公方足利成氏と関東管領上杉氏および室町幕府との抗争は、文明一四年（四八二）十一月に講和が成立し、一応終息した。ところが、今度は上杉氏内部、山内上杉氏と扇谷上杉氏の間で対立がおこった。

山内上杉顕定は越後上杉氏と、扇谷上杉定正は古河公方足利氏と結んで対立した。長享元年（四八七）十一月以降、両勢力は戦闘状態に入った。戦闘は、数度にわたっておこなわれた。大規模な戦闘だけでも、長享二年二月の相模実^{まほ}蔭^{かげ}原^{はら}（神奈川県伊勢原市）、六月の武蔵須賀谷^{すかや}（埼玉県嵐山町）、十一月の武蔵高見原^{たかみはら}（埼玉県寄居町）での戦いがある。

その後膠着^{こうあやく}状態にあったが、明応三年（四九四）八月関戸要害（多摩市）、九月玉縄要害（神奈川県鎌倉市）と、扇谷上杉氏方の拠点が、山内上杉氏によって、相ついで攻め落とされた。武蔵府中と鎌倉を結ぶルートの重要拠点を落とされた扇谷上杉氏は、不利な状況となった。苦境に立たされた扇谷上杉定正は、伊豆の北条早雲に救援を求めた。早雲は、定正の要請に応じて出陣し、九月武蔵久米川（東村山市）で定正とともに、山内上杉氏と対陣した。定正は一〇月三日陣中で没し、そのあとを甥の朝良^{ともよし}がついだ。以後、山内上杉氏・扇谷上杉氏の抗争は、ふたたび膠着状態

に入った。

このとき扇谷上杉定正の要請に応じ、久米川に出陣した北条早雲が、のちに戦国大名として関東の大半を掌中にし、市域を支配下においた、小田原北条氏の祖である。早雲は、伊勢新九郎といい、入道して早雲庵宗瑞そうずいと称した。彼自身が北条を称した形跡はない。子の氏綱が北条と改姓して以降、子孫が北条を称しており、早雲はその初代であることから、北条早雲と通称している（以下、北条早雲と統一）。早雲を始祖とする北条氏は、鎌倉幕府執権の北条氏と区別するために、後北条氏とも呼ばれている。早雲は、文明八年（一四七六）の駿河守護今川義忠よしただ没後における今川氏内紛を契機として歴史の舞台に登場する。はじめ今川氏の家臣として、駿河興国寺城こうこくじ（静岡県沼津市）の城主となり、延徳三年（一四九一）には伊豆国を平定して韭山城（静岡県韭山町）に移った。

武蔵出陣から韭山城へ帰った早雲は、明応四年（一四九五）九月、相模小田原城（神奈川県小田原市）を攻略し、関東進出の第一歩を記した。

永正元年（一五〇四）、膠着状態にあった両上杉氏の抗争が、ふたたび戦闘状態に入った。八月、山内上杉顕定が、扇谷上杉朝良の河越城かわごえを攻撃した。これに対して、扇谷上杉氏は、北条早雲と今川氏親うしむかに援助を依頼した。九月、扇谷上杉朝良・北条早雲・今川氏親の連合軍と、山内上杉顕定・憲房父子のりふさ・古河公方足利政氏あきよしの連合軍が、武蔵立河原（立川市）で戦った。激しい戦いとなり、夥しい死傷者を出した結果、扇谷上杉氏方の勝利となり、山内上杉顕定は退散した。

翌年、勢いを取り戻した山内上杉顕定は、ふたたび扇谷上杉朝良の河越城を攻めた。攻囲された朝良は、顕定に和睦を申し入れ、両上杉氏の抗争は終結した。この後、両上杉氏は、共同で台頭する北条早雲の武蔵進出に対抗してい



図Ⅱ-28 「虎の印判」

く。

永正七年七月、山内上杉憲房・扇谷上杉朝良は、早雲方の武蔵権現山城（横浜市）を攻め、陥落させた。すると早雲は、翌永正八年二月扇谷上杉朝良と和睦し、相模の平定につとめた。永正九年八月三浦氏の岡崎城（神奈川県平塚市）を攻め、永正一三年七月ついに三浦義同（道寸）・義意父子を新井城（神奈川県三浦市）に攻め滅ぼし、相模を制圧することに成功した。相模平定を終えた早雲は、

永正一五年家督を子の氏綱に譲り、翌永正一六年八月伊豆韮山城で没した。享年八八歳であった。家督を継いだ氏綱は、その年から後北条氏の領国支配の象徴となる、いわゆる「虎の印判」（朱印）を使用し始めた。そして大永三年（一五三）には北条への改姓をおこない、武蔵侵攻を進めていった。

大永四年正月、氏綱は江戸城の扇谷上杉朝興（朝良の養子）を攻めるために出陣した。朝興はこれを迎え撃ち、高縄原（港区）で激突した。ここで扇谷上杉氏は敗退し、朝興は江戸城を放棄して河越城へ逃れた。その後、扇谷・山内上杉氏と後北条氏による戦線は、北武蔵へと拡大し、攻防を繰り返していった。

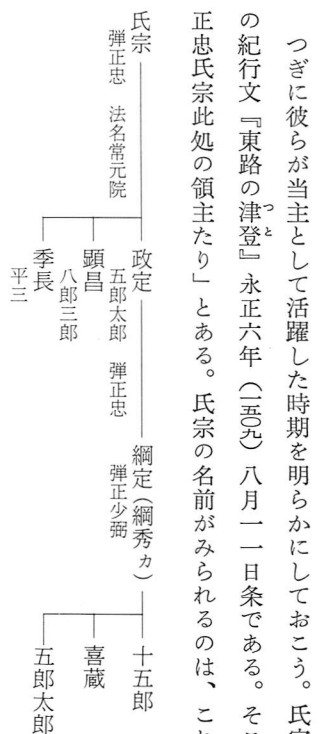
天文六年（一五三七）七月、氏綱は扇谷上杉氏の居城である河越城を攻略した。これによって、武蔵国内における上杉氏の勢力は大きく後退し、後北条氏が武蔵国をほぼ制圧することとなった。

武蔵国をほぼ掌中におさめた後北条氏であったが、多摩地域を支配下におくには、もう少し時間が必要であった。それは、三田氏をはじめとする多摩地域の旧族が依然として勢力を保持していたためである。

戦国時代の

三田氏

三田氏は、戦国時代に勝沼城（青梅市勝沼）を居城として、多摩地域に多くの足跡を残している。しかし、三田氏の系図は伝わらず、系譜的には不明な部分が多い。三田氏関係の資料は、『定本市史青梅』にほとんど収集されているが、そこにも三田氏の系図は示されていない。そこで、『同書』に示された資料を基に、戦国時代の三田氏の系図を作成すると、図Ⅱ-29のようになる。このうち、氏宗の子については報恩寺（青梅市）木造地藏菩薩坐像銘・塩船観音寺（青梅市）千手観音台座銘によるものであり、政定の子は塩船観音寺仁王修理札の記載によった。ともに信ぴょう性が高いと考えられる。しかし、綱定（綱秀カ）の子は海禅寺（青梅市）過去帳によるものであり、やや信ぴょう性に欠ける。五郎太郎を三男としたのは、『定本市史青梅』の注記によるものである。なお、政定の子は、名前を綱秀とするのが通説である。しかし、綱秀という名前は当時の資料にはみられず、綱定と綱秀が同一人物であるという証拠も見出せない。ただし、これらを否定する資料もない。そこで、ここでは通説にしたがっておくこととする。



図Ⅱ-29
三田氏略系図

氏宗の名前が最初にみえるのは、連歌師柴屋軒宗長の紀行文『東路の津登』永正六年（五〇九）八月一日条である。そこに、「武蔵の国勝沼といふ処に至りぬ。三田彈正忠氏宗此処の領主たり」とある。氏宗の名前がみられるのは、これが最初だが、永正二年と推定される三月晦日付上杉顯定書状（谷合文書）の宛名の三田彈正忠とは氏宗のことと思われる。そして、氏宗の名前が確認できる最後は、永正十一年一〇月二日付け奈良千代松宛三

田氏宗判物写（『譜録』山口県文書館蔵）である。

政定の名前は、『東路の津登』永正六年八月一日五条に「氏宗同じく息政定」とあるのが初見である。しかし、このころはまだ氏宗息であり、家督相続以前と考えられる。政定の当主としての初見は、『新編武蔵風土記稿』（以下『風土記稿』と略す）の高麗郡長沢村（埼玉県飯能市）の借屋戸社の項にある「永正一二年の棟札に大檀那三田平朝臣政定とあり」という記載である。そして、政定の名前がみえる最後は、天文二年四月六日の塩船観音寺仁王修理札である。ただし、三条西実隆の日記『実隆公記』天文二年五月二四日条に見える「三田弾正」とは、政定のことと考えられるので、政定の活躍は天文二年五月二四日まで確認される。

綱定つなただの名前は、天文二年四月六日の塩船観音寺仁王修理札にみえるのが唯一である。ただしそこには「三田嫡家平朝臣弾正忠政定並息綱定」とあり、家督相続以前と考えられる。したがって、家督相続後の綱定（綱秀）の名前を記載したものはみられない。ただし、彼が弾正だんじょう少弼しょうひつを称したという通説にしたがうならば、弘治三年（一五五七）七月二八日付北条家奉行人連署状写（『報恩寺年譜』）の宛名三田弾正少弼が、綱定（綱秀）の初見となる。綱定（綱秀）は、永禄四年（一五六六）に後北条氏に敗れるまで、当主であった（第三章第二節参照）。以上を整理すると、

氏宗は永正二年三月晦日以前より永正一一年一〇月二日以後まで、

政定は永正一二年以前より天文二年五月二四日以後まで、

綱定は弘治三年七月二八日以前より永禄四年まで、

それぞれ当主であったことが確認できる。

つぎに、三田氏の足跡を追ってみよう。



図Ⅱ-30 三田氏供養塔（海禅寺 青梅市）

三田氏は、永正八年十一月武蔵御岳神社（青梅市御岳山）社殿の修復、永正九年四月観音寺（青梅市塩船）木造功德天の修理、永正九年閏四月報恩寺（青梅市今寺）木造地藏菩薩坐像および観音寺千手観音の施入、永正一二年借屋戸社（埼玉県飯能市長沢）の造営、大永元年（二三）一〇月天寧寺（青梅市根ヶ布）梵鐘の施入、天文二年四月観音寺仁王像の修理と寺社に多くの事蹟を残している。これは、地域の精神的支柱である寺社を把握することによって、人心を掌握しようとしたものと考えられる。

三田氏は、文化的分野での活動が広く知られている。特に、連歌師柴屋軒宗長との交流は有名である。永正六年八月、宗長が勝沼に五日間逗留して、たびたび連歌を催した。『東路の津登』に記載はないが、三田氏宗・政定がこれに参加したであろうことは想像に難くない。氏宗・政定は、宗長が鉢形（埼玉県寄居町）へ向かう際に、駒を並べて送っている（『東路の津登』）。政定は、享禄四年（二三）七月宗長と小田原で会っている。宗長は、師宗祇の年忌供養の準備をしており、政定も二七日の当日参列の予定でいた。ところが、政定は突然勝沼へ帰らざるをえなくなり、宗長と別れの贈答歌を詠んでいる（『宗長日記』）。

三田氏はまた、三条西実隆とも交流している。『実隆公記』永正七年五月七日条に、三田氏宗の所望によって草案の添削（てんきく）をして送ったこと。上総国真利谷（まりや）（千

葉^{あんび}県木更津市)の武田氏に押領されている皇室御料の、上総国畔蒜^{はんさん}莊(千葉県君津市東部・木更津市東部・袖ヶ浦市南東部一帯)の返還を、氏宗が尽力するに際し、実隆の奉書を求めてきたので書いて送ったことが記されている。なお、氏宗は武田氏と知人であることによって尽力するという。『実隆公記』天文二年五月二十四条には、三田政定の所望によって『道信朝臣集』に奥書を書いて送ったことが記載されている。この『道信朝臣集』は、実隆が將軍足利義尚の求めによって書写したもので、銘および奥書を義尚が書いている。

三条西実隆は、古今伝授を受け、和漢の学・有職故実にすぐれた当代一流の学者であり、内大臣をつとめる朝廷の重要人物である。実隆と三田氏の仲立ちをしたのが宗長であったことは、『実隆公記』永正七年五月七日条によって明白である。宗長との交流が、三条西実隆との交流を生み、朝廷とのつながりを作り出したのである。

ここで、三田氏の家臣とその支配領域についてみておこう。

三田氏の家臣は、『小田原衆所領役帳』(以下『所領役帳』と略す)・関東幕注文(『中世』456)によって、境野越前守・師岡山城守・平山長寿・平山善九郎・毛呂・岡部・賀沼修理亮が抽出できる。また、永正一〇年三月二八日に所領を宛行、永正一一年一〇月二日に所領安堵した奈良氏は、家臣と考えて間違いない(『譜録』)。そして、時代はや下るが、永禄七年五月二三日北条氏照から、清戸(清瀬市)の警護にあたる番衆として書き上げられた人々は、三田氏の旧臣と考えられる。そこに上げられた人々をみると、三田・師岡のほか、藤橋・久下・竹内・神田・塚田・豊泉・宮寺・原嶋・馬場・黒沢・新・宮倉・野口・大野・井上・福岡・木崎・和田・小佐久・滝上・並木・二宮・加治という名字がある(『同書』137)。

このようにして得られた名字を地名に比定すると(表Ⅱ-3)、多くを多摩・入間・高麗郡のうちに見出すことがで

第1節 後北条氏の武蔵侵攻と北条氏照の登場

表II-3 三田氏家臣“名字の地”比定地一覧表

名 字	比 定 地	
	郡 名	現 行 地 名
師 岡	多摩郡	東京都青梅市師岡
藤 橋	多摩郡	東京都青梅市藤橋
黒 沢	多摩郡	東京都青梅市黒沢
和 田	多摩郡	東京都青梅市和田町付近
境 野	多摩郡	東京都奥多摩町境 ^カ
原 嶋	多摩郡	東京都奥多摩町原 ¹⁾
小 佐 久	多摩郡	東京都羽村市栄町・羽付近
二 宮	多摩郡	東京都秋川市二宮
野 口	多摩郡	東京都東村山市野口町周辺
宮 寺	入間郡	埼玉県入間市宮寺周辺
奈 良	入間郡	埼玉県入間市金子付近 ²⁾
毛 呂	入間郡	埼玉県毛呂山町毛呂
馬 場	入間郡	埼玉県毛呂山町岩井
福 岡	入間郡	埼玉県上福岡市福岡
井 上	高麗郡	埼玉県飯能市井上
加 治	高麗郡	埼玉県飯能市の中央部

注 1) 原嶋氏は所領の原を示した。

2) 奈良氏は所領の金子郷を示した。

* 本表以外の家臣については“名字の地。”が不明である。

きる。三田氏の家臣が、多摩・入間・高麗郡内の人々によって構成されていたことがわかる。それは同時に、三田氏の支配領域を示すものと考えられる。この分布からすると、加藤哲が『所領役帳』で三田谷と称された地名から推定した三田氏の支配領域——居城勝沼城を中心に多摩郡北西部の多摩川上流域および入間・高麗両郡内、すなわちほぼ現在の東京都青梅市からその北の埼玉県飯能市・日高市・狭山市におよぶ地域（「後北条氏の南武蔵進出をめぐって」『戦国史研究六』——より広範囲に広がっている。南端が、加藤の推定より、南へ広がっていることは重要である。それは、三田氏の支配領域が、より市域に近接しているからである。

三田氏と市域の関係を

直接的に示す資料はないが、これに関連して北条氏照が永禄四年六月五日に出した福生郷宛印判状（『中世』121）によって、福生郷が三田氏の居城勝沼城と氏照の居城滝山城とを結ぶ線上に位置するとし、この時期この方面の軍事的緊張が高まった、

とする考え方があつた（加藤哲「辛垣城合戦と三田氏の没落」『多摩のあゆみ17』）。このとき、福生郷辺で軍事的緊張が高まつたのは、おそらく福生郷が三田氏の支配領域と、後北条氏の支配領域との接点であつたためではなからうか。

後北条氏の多摩支配

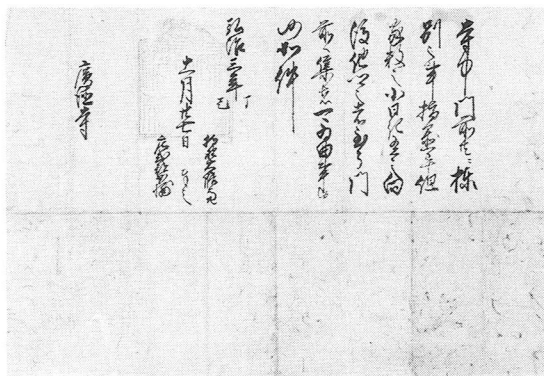
後北条氏は、天文六年（一五五七）七月河越城を陥れ、武蔵国ほぼ一国の支配権を握つたが、市域周辺地域においては、大石氏や三田氏などの旧族が勢力を保持しており、後北条氏の支配は及んでいなかった。

後北条氏の多摩郡域における支配を示す資料として、永禄二年に作成された『所領役帳』がある。そこに、後北条氏の実施した検地の記載があり、多摩郡域では、天文一二年に町田市周辺で、天文二三年に調布市周辺で、それぞれ検地を実施したことが記載されている。天文一二年の検地は、天文一〇年に家督相続をした氏康が実施した、いわゆる「代替わり検地」であり、伊豆の一部・相模中央部・武蔵南部に実施した検地の一環である。

検地の実施範囲をみてもわかるように、市域の周辺の地域は、いまだ後北条氏の支配下にはおさまっていなかった。しかし、徐々に後北条氏の支配が及ぼうとしていた。

市域周辺に、後北条氏の支配の手が及んできたことを示す最初の文書は、天文二〇年（一五五二）九月六日付で出された大石道俊判物（『中世』109）である。この文書は、大石道俊が発給した広徳寺（五日市町小和田）の寺領を安堵した文書である。前述のようにその書き出し部分に、後北条氏の支配の象徴である「虎の印判」が捺されており、この時期の後北条氏・大石氏と多摩地域の関係を如実に示すものとなっている。すなわち、天文二〇年頃の市域周辺は、新興の後北条氏が大石氏の存在をある程度組み込んでいった段階であつた。

後北条氏が、市域周辺地域を直接的に支配したことを示す資料としては、弘治三年（一五五三）七月四日広徳寺宛の山萱に関する文書（広徳寺文書）が初見である。そして、同年一月二七日広徳寺・府中市片町の高安寺・八王子市初



図II-31 北条氏虎印判状 (広徳寺文書 五日市町)

沢町の高乗寺・八王子市大楽寺町の西蓮寺に棟別銭免除の文書を出している(広徳寺文書・高安寺文書・高乗寺文書・西蓮寺文書)。これらの文書は、いずれも「虎の印判」を捺して出されたものであり、後北条氏が直接支配をおこなったことを示している。

このように弘治三年頃より、市域周辺において後北条氏の直接支配が始まったのである。

後北条氏と多摩の領主たち

後北条氏が、市域周辺を支配下におくのは弘治年間に入ってからであるが、多摩の領主たちが後北条氏と接触を持つようになるのは天文年間初頭である。それは、鎌倉の鶴岡八幡宮の再建にかかわるものである。

大永六年(五十六)一二月、安房の里見氏が江戸湾を横切り、三浦沖の海戦で後北条氏勢を破って上陸し、鎌倉へ攻め入った。このとき鶴岡八幡宮の社殿が、兵火にかかり焼失した。天文元年五月、再建が始められ、同九年一月に完成した。この再建を主導したのは、北条氏綱であった。再建に際して氏綱は、神主などを使者として、関東各地の諸将に奉加を要請している。天文二年二月九日、神主の大伴時信らは、氏綱の使者として、上野国方面へおもむき、二二日鎌倉へ帰った。このとき、大伴時信らは多摩地方を通り、三田・平山・大石・小宮氏へも奉加を要請した。しかし、平山伊賀以清斎・大石心月斎・小宮顯宗・三田政定は、この要請に応じなかった(『快元僧都記』

天文二年二月九日条)。

奉加に応じることは、後北条氏の命に従うことを意味する。それは、後北条氏の家臣化を承認する、ということである。後北条氏のねらいは、そのことにあった。大石氏らは奉加に応じないことによって、後北条氏の家臣ではないことを明示したのである。

ところが、三田氏はこののち奉加をおこなっている。すなわち、天文三年九月に奉加錢二六貫文を供出し、さらに天文四年六月には鳥居の木を見立て、勧進をおこなっているのである(『快元僧都記』天文三年九月一九日条・天文四年七月一〇日条)。

三田氏と後北条氏との関係は、後北条氏が江戸城を攻略した大永四年にはすでに始まっていた。この年北条氏綱は、上杉憲房に攻められた毛呂城(埼玉県毛呂山町)救援のため出陣した。この戦いは、長尾憲長・藤田右衛門佐・小幡らの尽力によって和談が成立した。和談の申し入れを受けたとき、氏綱は三田氏の勝沼に滞留してその動向を見守った。このことは、三田氏と後北条氏が、友好関係にあったことを示している。こうした関係が、はじめは拒否した奉加を、のちにはおこなわせたのであろう。

弘治三年、埼玉県越生の報恩寺で、禪宗に改宗しようという動きがあり、在地領主の岡部出雲守・坂口玄蕃らが、後北条氏の法廷で争い、その動きを止めたという事件があった。それに対する後北条氏の裁許状の宛名は、三田弾正少弼となっていた(『報恩寺年譜』)。こうした裁許状が三田綱秀宛になっているのは、三田綱秀が岡部ら勝沼衆の統率者だったからである。このことは、三田氏領内に後北条氏の裁判権が確立し、三田氏領が後北条氏の領国に組み込まれたことを示しているようにみえる。弘治三年は後北条氏が多摩直接支配が始まった年であることを考え合わせる

と、後北条氏が三田氏領内へも積極的な介入をおこなったのかもしれない。

永禄二年の『所領役帳』では、三田綱秀・師岡山城守・平山長寿・平山善九郎・大石信濃守が、他国衆として記載されている。多摩の領主たちは、他国衆と位置付けられていたことがわかる。他国衆とは、居城周辺の所領を後北条氏によって安堵・把握されていないが、何らかの理由によって後北条氏から所領を宛行^{あてが}われた人々と考えられ（平野明夫「高城氏と後北条氏の関係について」『中世房総の権力と社会』）、家臣とは異質の人々である。三田氏らは、完全に後北条氏の家臣になったのではないのである。微妙な関係にあったといえよう。

このように、市域周辺の領主たちが、後北条氏の家臣ではないということは、『所領役帳』成立時の市域が後北条氏の領国になっていなかったことを示している。

永禄二年まで他国衆と位置付けられ、後北条氏と友好関係にあった三田氏だが、このち後北条氏と対立し、滅亡することとなる。ただし、三田氏のすべてが滅んだのではなく、後北条氏の家臣となったものもいた。それは、三田氏の家臣となっていた平山氏なども同様である。

多摩の領主たちは、多くが北条氏照の家臣となっていく。永禄七年五月二三日三田治部少輔・師岡秀光^{ひでみつ}は、氏照から、清戸（清瀬市）の警護にあたる番衆として、三田谷の人々を編成するように命じられている（『中世』137）。また、平山右衛門大夫は、天正期檜原谷の軍勢指揮を任されていた（『同書』360）。このように、三田氏・平山氏は旧領地の軍勢指揮を任されたが、それは後北条氏による支配の一環であり、多摩地域を直接支配する領主としてのものではない。多摩の支配者としての三田・平山氏は、すでに滅亡していたのである。

北条氏照の登場 戦国時代、市域を含む多摩地域を支配したのは、北条氏照である。氏照は、後北条氏第三代氏康の三男として生まれた。第四代氏政の弟にあたる。母は、駿河の今川氏親の娘（瑞溪院）である。瑞溪院

は、兄の氏政や弟の氏邦・氏規の生母でもある。

氏照の生年は、明確ではなく、つぎの三つの説がある。

天文九年（一五四〇）説『寛政重修諸家譜』

天文一〇年（一五四一）説『小田原編年録』

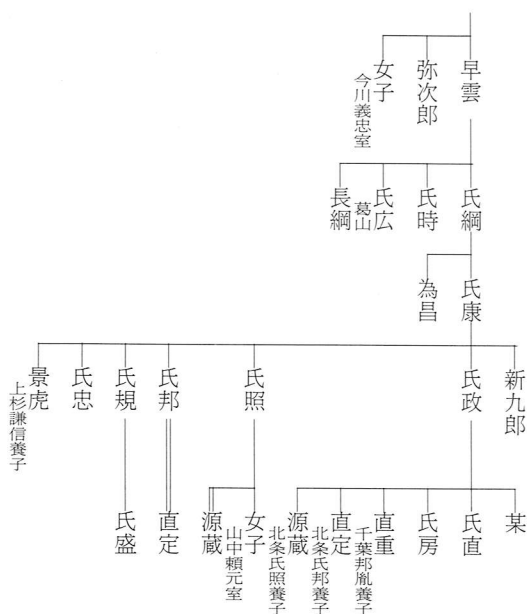
天文一一年（一五四二）説『宗関寺記録』

弟氏邦は、天文一〇年あるいは一二年の生まれとされている。氏邦が天文一〇年の生まれであれば、氏照は天文九年に生まれた可能性が高い。しかし氏邦の生年も不明確であり、氏照の生年は天文一〇年前後とするのが無難である。

氏照の幼名は、藤菊丸といったと推定される。北条藤菊丸の名前がみえるのは、神奈川県座間市に鎮座する鈴鹿明神社の弘治二年（一五六一）五月二日付の棟札（『新編相模国風土記稿』）が唯一の資料であり、藤菊丸と氏照を同一人物とする直接的な資料はない。座間には、氏照の文書が初期のころからみられ、早くから氏照とのつながりがみられる。

また、弘治二年は氏照が一六歳前後であり、元服以前としても不思議ではない。このような状況から、藤菊丸が氏照の幼名であったと推定される（加藤哲『『油井領』の性格』『戦国史研究一六』）。氏照は、のちに武蔵守護代大石氏の養子となり、その名跡を継ぎ、大石源三と称するようになる。

ところで、氏照は、はじめ多摩の旧族由比氏の養子となり、のち大石氏の養子となったという説がある。それは、「由井源三」宛の文書が存在することにより、由比氏と大石氏の家格の差を考慮したものである。しかし、資料上は



図Ⅱ-32 小田原北条氏略系図

大石源三が永禄四年にみられ、由井源三が永禄一年までみられる。このことは、はじめ由比氏の養子となり、のち大石氏の養子となったという理解の逆である。すでに加藤哲が指摘しているように、はじめから大石氏の養子となったと考えるのが妥当であろう（『油井領』の性格「戦国史研究一六」）。問題は、大石氏の養子となつた氏照がなぜ由井源三と呼ばれるのか、ということである。

そこで注目されるのが、碧山瑞泉禅師伝（『中世』477）の「由井城主源定久子^{大石氏}」という記事である。大石定久は

由井城主源定久大石氏という記事である。大石定久は滝山城主であったというのが通説になっているが、ここでは由井城主であったと記されているのである。これは、滝山城は由井城とも呼ばれていたということではなからうか。

永禄一二年（五六）五月八日、北条氏康は甲斐武田氏の八王子への侵攻に備えて、富永孫四郎を滝山へ移動させた。それを命じた書状に、「岩付より直に滝山へ移り、由井八日市へ打ち着かるべく候」とあり、滝山と由井が近いことを推定させる。また、五日市町の広徳寺を「由井の広徳寺」と記している場合もあり、由井は滝山周辺の広域地名であった可能性が高い。このように由井と呼称された地域の広がりからすると、

滝山周辺も由井に含まれると思われ、滝山城が由井城と呼ばれたと考えることもできる。もしそうであるならば、大石氏の養子となって滝山城・由井城にはいった氏照が、通称として「由井源三」と呼ばれたことは容易に理解される。

氏照が、大石氏の養子となった時期は、明確になっていない。弘治二年の鈴鹿明神社棟札銘に「北条藤菊丸」とあるので、この時点ではまだ養子となっていないと考えられる。したがって、大石氏の養子となった時期は、弘治二年から大石源三の名前がみえる永禄四年の間にしぼられる。この期間内に、後北条氏は『所領役帳』を作成し、家臣の知行貫高をまとめている。しかし、そこには氏照の知行貫高は記されていない。他国衆の油井領が氏照領である、という見解もあるが、一族の氏照が他国衆とされるのは不自然であり、油井領・氏照領とは考えられない。

油井領にみられる地名は、鈴鹿明神社の所在する座間や上溝・下溝（神奈川県相模原市）から、北は小野地・小田・野薦（町田市）、南は落合（神奈川県綾瀬市）、東は富部（横浜市）の地点であり（『所領役帳』）、天文年間大石氏の支配下にあった徴候がみられる。したがって、油井領は「他国衆」大石氏の所領、と考えるのが妥当であろう。ところが、後年の氏照発給文書からすると、油井領は氏照領と一致する。これらを考え合わせると、大石氏の所領が「油井領」と記載されたのは、氏照が大石氏の養子となり、一族の所領となることが確実なため、「大石」という記載を避けた結果と推定される。つまり、「油井領」とは、一族氏照領となることが予定された、「他国衆」大石氏領のことであろう。

『所領役帳』の記載をこのように理解すると、氏照は『所領役帳』が成立した永禄二年二月一二日以前に大石氏の養子となっていたが、『所領役帳』成立時点では、大石氏の家督を継承していなかったと解釈できる。ただし、氏照

の発給文書が、永禄二年十一月一日を初見とすることから、永禄二年中に家督を継承していたと思われる。永禄二年、大石氏の家督を継承した氏照は、多摩の支配者として、歴史の舞台に登場するのである。

第二節 北条氏照の活躍

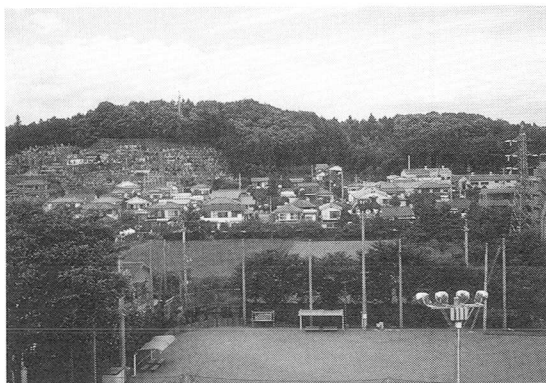
三田氏の滅亡と滝山領

永禄三年（二五〇）八月、越後の長尾景虎（以下、上杉謙信と統一）は、上杉憲政や常陸の佐竹義昭の出陣要請をうけるかたちで、三國峠^{みくに}を越えて上野国（群馬県）に軍を進めた。越後軍は翌四年三月相模国に侵入し、後北条氏の本拠である小田原城（神奈川県小田原市）を攻撃して城下に放火、翌閏三月初旬頃全軍越後へ引き返した。

こうした越後軍優勢の状況において、いまだ完全に後北条氏の傘下に組み込まれていなかった北関東の諸豪族からは、反北条の立場をとる者が多く現れ、勝沼城（青梅市）を本拠とする三田氏は完全に謙信方についた。また、三田氏領の南に位置する大石氏も、当主は北条氏康の息子氏照が継いでいるとはいえ、一族のなかには長尾氏支持にまわる者も多くあったようである。

上杉謙信の率いる越後軍が武蔵北部から撤退すると、ただちに氏照は、越後軍に大いに加担した三田氏の制圧に乗り出した。

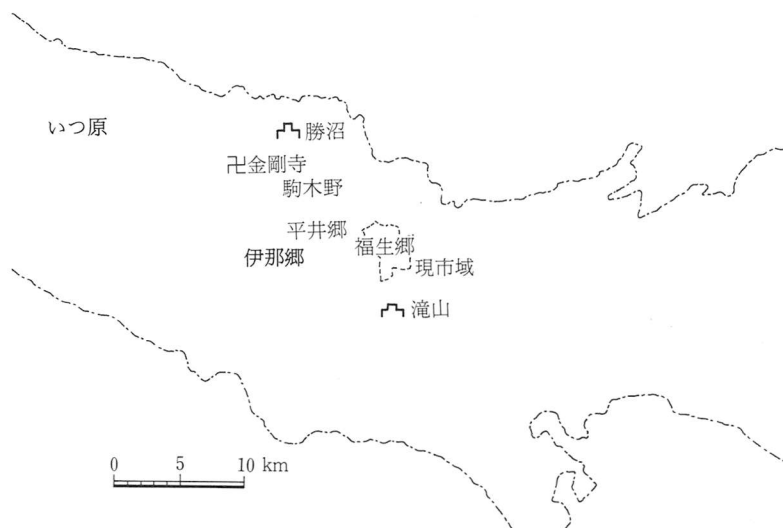
三田氏滅亡の年次については、かつては永禄六年三月が通説であったが、加藤哲によれば、三田氏は永禄四年七月頃制圧されたという。それは、永禄四年と推定される七月三日付けの上杉謙信書状（那須文書）に、三田氏本拠の勝



図Ⅱ-33 勝沼城跡遠景（青梅市）

沼に砦が構えられ、嚴重な防備体制がとられていることが報告されている一方、同年と推定される七月一日付け武田信玄書状（『諸州古文書』）に「敵（上杉謙信方）三田の内に新地（新しい砦）を築くの由に候、しからば氏康由井（八王子市）に在陣」とあることから、この年七月、三田氏の勝沼城をめぐる戦闘がおこなわれたことが明らかになる。また、同年六月五日付けで福生郷における「当方軍勢甲乙人等」の乱妨狼藉を禁止した氏照印判状（『中世』121）も、勝沼と滝山を結ぶ線上にあたる福生郷に、三田氏を攻撃するにあたって出されたもので、軍事行動を前にして緊張する現地の不安をうかがわせるものである（「北条氏照による八王子領支配の確立」『国学院大学大学院紀要八』）。

さらに、永禄五年卯月一〇日には、いつ原（奥多摩町日原^{につばら}）の原嶋右京亮に「三田の時おろし付け候、いつ原^{すはいたか}のうちの巢鶴^{すはいたか}、当年も申し付けおろすべく候」と、三田氏の支配のときと同様に巢鶴をおさめることが命じられ（『同書』123、『戦国遺文』後北条氏編第一巻によれば、現在は高瀬慎悟家所蔵文書）、同年六月二〇日は、青梅の金剛寺の寺領が安堵されている（『中世』125）。金剛寺は三田氏の崇敬の篤かった寺院の一つで、加藤（前掲論文）は、おそらくこのとき金剛寺の外護者が三田氏から氏照に移ったと推定している。また、加藤によれば、同年六月二日の両郷（伊那・平井郷）代官百姓中宛印判状は、三田氏の旧領を一刻も早く自己の経済圏に組み込む目的で、秋川流域の三田氏旧領に向かう要衝である両

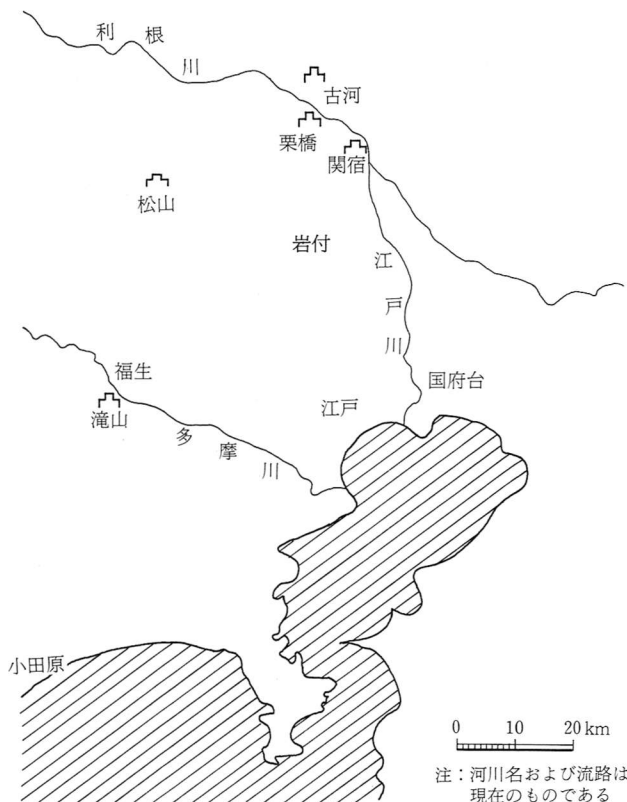


図II-34 氏照と三田氏関連略地図

郷を伝馬宿に指定したもの(『同書』126)、翌六年十一月二日に、青梅の駒木野両分百姓中に漆の調達を命じた印判状は、多くの林産物を産出してきた三田谷の支配権を、三田氏に代わって氏照が握ったもの(『中世』132)であるという。

後北条氏の下総 方面侵攻と氏照 一方、関東全体に目を向けると、永禄四

年に越後軍が撤退したのち、後北条氏は越後軍の南下を支持した諸氏の攻撃を開始して、同五年に古河城(茨城県古河市)、同六年に松山城(埼玉県東松山市)を奪回した。また、この六年一月と翌七年一月には、下総の国府台(千葉県市川市)で後北条氏と、上総から武蔵方面への進出をはかる里見氏が衝突した。永禄六年の合戦は北条軍の松山城攻めの一環として、短期の緊急作戦としておこなわれたもので(原田正記「永禄六年国府台合戦の発掘」(西原文書の再検討)、『戦国史研究八』)、大掛かりな軍団編成はおこなわれなかったようである。しかし、翌七年の合戦では、後北条氏は大軍団を組織して里見氏攻略に臨んだことから、氏照も、多くの家臣を率いて、国府台に駆けつけた。なお通説



図Ⅱ-35 氏照と下総国関連略地図

条氏照に関する考察〔古河公方研究の視点を中心に〕『続荘園制と武家社会』。

こうした状況のなか、氏照は、後北条氏の下総方面の進出において重要な役割を果たしている。氏照は永禄九年卯月三日、北条氏政の書状を正木時忠に届ける使者役をつとめ（三浦英太郎家文書）、その後、正木氏と書状をやりと

では後者を第二次国府台合戦とする。国府台合戦の勝利は、関東支配における後北条氏の優位をもたらす結果となり、翌八年には、抵抗をしめす関宿城（千葉県関宿町）の築田氏（千葉県関宿町）の築田氏と後北条氏との間に第一次関宿合戦がおこなわれた。このとき後北条氏は勝利することができなかったことから、関宿攻略の足掛かりとして、まず野田氏の栗橋城（茨城県五霞村）の接収を試み、これを成功させた。その時期は永禄一〇～一一年の間と考えられている（伊礼正雄『栗橋城の歴史と構造』、佐藤博信「北

りしている（『中世』152・154）。正木氏は里見氏の家臣で、第二次国府台合戦ののち、里見氏に叛いて後北条氏の配下となった。

また、氏政が古河公方家臣の豊前山城守にあてて書状を出している場合も、氏照が使者を派遣し（神奈川県立文化資料館所蔵豊前氏古文書）、会津黒川（福島県会津若松市）を本拠とする輩名氏のもとにも、氏照が使者を送っている（「会津四家合考」）。輩名氏を味方に引きつけることは、上杉氏・築田氏方を背後から牽制する意味で重要なことであった。

第一次関宿合戦のあと、後北条氏は築田氏の懷柔策を展開しているが、氏政が築田晴助に書状を送る場合の使者役も氏照であった（集古文書）。永禄一〇年四月一八日に氏政が築田晴助・八郎持助父子に起請文（築田文書）を提出するにあたっては、その前日に、氏照が築田父子に起請文を出して「もしも公方足利義氏と氏政が築田氏を裏切るようなことがあれば、築田父子の身の処置については氏照ができる限りのことをする」と保証している（『中世』158）。また、氏照は、野田氏に対しても、同年五月八日に起請文を送っている（『同書』159）。

なお、後北条氏が野田氏の栗橋城を接收すると、氏照が栗橋城主となったと考える説がある（佐藤博信前掲論文、『国立市史中』）。たしかに、辰（永禄十一年）十一月一九日に氏照が富部郷（横浜市戸部）の船方中に海鼠・蛸・鯛を栗橋へ届けるよう注文していること（『同書』164）などから、氏照が栗橋に在城していた状況も想定されるが、はたして城主としての権限が、この段階の氏照に与えられていたのかどうか、検討の余地も残されている。氏照は、この段階で、軍事行動の作戦上、栗橋城に駐留することはあったであろうが、北条家から権限を付与されて、当該地域の支配に手腕を振うのは、第二次（永禄十一年）・第三次（天正二年）の、関宿合戦を経てからあのことと考えら

れる。

越相同盟の締結 と氏照の役割

永禄一二年二月、越後の上杉氏と相模の北条氏との間に、同盟が結ばれた。後北条氏側の資料には「越相一和」と記されている同盟である。上杉・北条の両氏は、永禄三年以来関東の支配をめぐって激しく争ってきたことから、両氏のあいだの同盟成立は、関東の政治状況を大きく転換させるものであった。越相同盟の交渉に関するもっとも早い資料は、永禄十一年十二月一日に北条氏照が出した書状である。これは、小田原市の春日俊夫家が所蔵しているもの（『中世』165、なお、十二月九日とあるのは誤り）で、この文書を初めて紹介したのは加藤哲である（『越相同盟交渉における北条氏照の役割』『戦国史研究一』）。つまり、後北条氏からの同盟のもちかけは、氏照の書状をもって始められたのである。

この後氏照は、弟氏邦とともに、同盟締結まで交渉担当者として、後北条氏側の重要な窓口を務めた。越相同盟を成功させることに積極的であった後北条氏は、交渉の窓口を慎重、かつ周到に用意し、実質的な交渉は氏邦―上野国新田（群馬県太田市）の由良氏―沼田衆―上杉重臣の山吉豊守という「由良手筋」を通しておこなった。一方、氏照が窓口となったのは、氏照―上野国厩橋（前橋市）の北条高広―上杉重臣の直江景綱という交渉ルートで、資料には「北条手筋」と記されているものである。この「北条手筋」は、実務を担当した「由良手筋」に対して、格式的・儀礼的なルートとして設定されたものであったが、交渉の途中で、上杉氏が交渉態度を硬直させて実務ルートでの交渉が中断すると、後北条氏は氏照から北条氏を経て、山吉豊守に通じる形で局面の打開を図った。つまり、後北条氏は「由良手筋」「北条手筋」という、実務担当のルートと格式的・儀礼的なルートの二つを使い分けることによって、上杉氏の外交姿勢にきわめて柔軟に対応して同盟締結を成功させることができたのである（岩沢愿彦「越相一和につ

いて『郷土神奈川一四』。

ところで氏照は、大石氏のもとに養子に入って、大石の名跡を継承した。これを資料のうえで確認すると、甲斐上野原の加藤氏にあてた書状(『中世』120)に「大石源三氏照」と署名している。これは、永祿四年と推定される文書で、氏照が永祿初年に大石姓を名乗っていたことがわかる。ところが、先に述べた越相同盟交渉のもっとも早い資料である永祿十一年一月二十九日付の書状では、氏照は「平氏照」と署名している。平姓は後北条氏の本姓で、氏照は、同盟交渉の間に上杉謙信にあてた書状(いずれも上杉文書)には、平姓(『中世』175)か、北条姓(『同書』168・174)を用いている。

これと同じ時期、氏照は、出羽米沢の伊達氏にも「北条源三氏照」と署名して書状(『中世』172)を出している。このことから、氏照は同盟交渉の窓口を務めるため大石姓を改め、北条姓に復したとみることができる。その意味で、氏照が同盟交渉の窓口となったことは、自身にとっても大きな意味があった。それは当然のことながら、氏照による澁山領支配が完全に軌道にのり、大石氏当主による旧大石領の統治を基盤とする必要がなくなったことが前提となっていた。

北条家奉行人 天正二年(一五五四)後北条氏と築田氏の間に関宿合戦(第三次)がおこった。後北条氏は、すでに接としての活躍 収していた栗橋城(築田氏の関宿城の北に位置)を攻撃の拠点として優位に戦闘を展開し、ついに築田氏は関宿城を明け渡して後北条氏に屈伏し、水海城(茨城県総和町)に移った。

後北条氏の関宿攻略は、氏照が中心となっておこなわれたようで、氏照はこの年閏一月、下総の結城氏に「またとない一戦に勝利しました。以後、敵がどのような行動にでようとも驚かないでしょう。どうぞ御安心ください」と、

告げている(『中世』195)。

天正二年(二月一・一二日、合戦に巻き込まれることを避けて他所に移っている猿山郷・西泉田郷(茨城県境町)、大和田郷(茨城県三和町)、柴崎(千葉県流山市)の百姓の帰住を命じ、これ以降の横合非分の禁止を定めた北条家印判状(『中世』196・197・198・199)が出され、これまで築田氏が支配していた地域は、後北条氏に支配されるようになった。この四点には、朱印の下に「源三奉之」と書かれているが、これは「源三これをうけたまわる」と読み、この文書発給にあたっての担当者が源三、つまり氏照であったことを示している。これ以降氏照は、関宿領支配の北条家奉行人として、旧築田領の後北条領国化を大いに促進させていく。

これとほぼ同じ時期、天正二年の末から同四年九月下旬までの間に、氏照は陸奥守を受領した。陸奥守は鎌倉時代の執権北条氏の有力者が称する受領名^{ずりょうめい}であることから、氏照の陸奥守受領は、古河公方家臣の築田氏を降伏させたことによって、公方家の監督・補佐をしようという政治的意志を示しているものととらえることができる(長塚孝「戦国武将の官途・受領名」『古河公方足利氏と後北条氏を事例として』『駒沢史学三九・四〇合併号』)。

このように、後北条氏の北関東支配は、氏照を担当者として、関宿支配を出発点に順次進められ、天正五年からは小山^{おやま}周辺地域の支配が始められ、公方足利義氏が死去した同一〇年以降は古河地域も氏照の支配するところとなった。また、天正一〇年、織田信長によって武田氏が滅亡すると、後北条氏は武田氏の領国であった上野・信濃への侵攻を開始した。その際氏照は、信濃の伴野氏や樋口氏には弟氏邦と連署で味方になるようにもちかけ(『中世』260・261)、上野は利根川を境に西は氏邦、東は氏照と分担して上野国衆の懷柔を図った。氏照が東上野の狩野氏や那波氏・阿久沢氏にあてた文書が残っていて、例えば、狩野大学助とその配下の南雲地衆には「南雲の領地のことは狩野大学助を

はじめ地衆に任せるので、安心してこれまでどおり後北条氏のためにはたらいてください。これに異議を唱える者があっても認めません。このことは御大途（北条家当主）が承知していますので、何分にも陸奥守（氏照）の指示どおりはたらいてください」と伝えている（『中世』274）。

なお、氏照は武蔵国品川（品川区）の町人や百姓の欠落を禁止したり（『中世』194・287・328・335・342）、相模国江ノ島（神奈川県藤沢市）を不入地と定め、岩本坊に喧嘩口論などを禁止した制札を掲げている（『同書』236・237・395・423・443）。これは品川と江ノ島がもとと公方領であったことに基づいて、公方家の監督・補佐役である氏照の管轄下に両地がおかれたもので、両地における氏照の立場は下総・東上野・信濃の場合同様、北条家奉行人として支配にあたるといえるものであった。

第三節 北条氏照と福生の人々

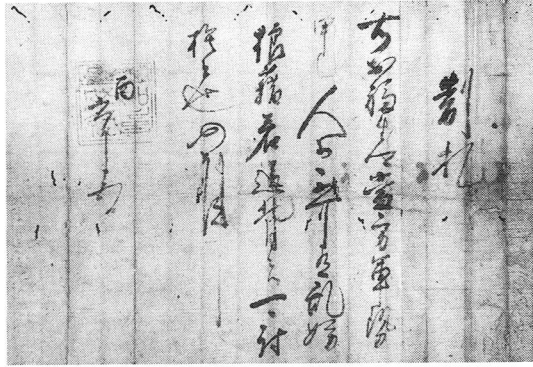
氏照の制札 戦国大名後北条氏の一族として活躍する氏照であるが、福生地域には原文書としては氏照とその奉行をめぐって 人による文書（制札）が伝えられている。二点とも『中世』（121・189）に収録しているので、ここで

は参考のために読み下し文を掲げておきたい。

北条氏照印判状

制札

右、福生郷に於いて、当方軍勢甲乙人等、乱妨狼藉あるべからず、若し、違背にては、討捨るべきものなり、仍



図Ⅱ-36 北条氏照印判状（石川元八家文書）

て件のごとし。
くだん

（朱印・印文「如意成就」）

酉
六月五日

北条氏照奉行人連署判物

制札

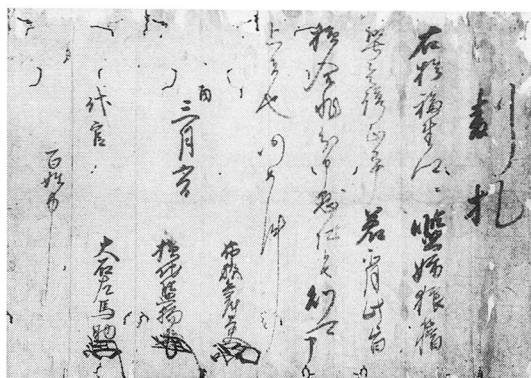
右、福生郷に於いて、濫妨狼藉、堅く停止せしめ早
若し、此旨に背き、横合非分を申し懸くる仁候はば、則、申し上ぐべき
ものなり、仍て件のごとし。

酉

三月六日

布施兵庫大夫（花押）
横地監物丞（花押）
大石左馬助（花押）

この二点の制札は、市内熊川二八六番地の石川元八家に所蔵されているものである。制札というのは、禁制、禁札などともいい、禁止事項を公示する文書で、実際に文書を掲げたり、文言を木札に写して該当の箇所に掲示する場合もあった。両制札とも福生郷を対象としたもので、その内容はほとんど同じであり、福生郷における「軍勢甲乙人」の乱妨狼藉を禁止したものである。そして、もしもそのようなことがおこった場合には、違反者を処分するというものである。違反者について、氏照の制札では「討捨」る処置をとるのになし、奉行人による制札では「則可申上者也」とあって、奉行人への上申を命じている。これは発給主体の権限の違い



図Ⅱ-37 北条氏照奉行人連署判物 (石川元八家文書)

によるものであろう。

また、奉行人の制札の宛所には「代官 百姓中」とみえており、福生郷には「代官」が存在していたことが知られる。代官とは氏照の代官ということであり、この時期福生郷は氏照の直轄領であったことがわかる。また「百姓中」に注目すれば、それが福生郷の主体であることは当然であらう。

それでは差出人である三名は、どのような人物であらうか。そこで『所領役帳』から考えてみたい。『所領役帳』というのは、別名『北条家分限帳』『小田原役帳』『小田原北条家分限帳』などとも呼ばれるが、北条氏康が永禄二年（一五九）に各給人の知行高（貫高）と知行地（所領）を記録し、それに応じた知行役や軍役その他諸役を賦課する場合の基準とするために作成したものである。布施氏は布施善三（貫高二三〇貫五二〇文）、布施弾正左衛門康則（貫高三九一貫九七四文）が小田原衆、布施蔵人佑（八二貫五〇〇文）が御馬廻衆のうちにみえている。横地氏については横地図書助（四八貫五八〇文）、横地監物丞（二八貫七〇〇文）がいずれも御馬廻衆のうちに、大石氏については大石信濃守（六貫文）が他国衆のうちにみえている。

このうち布施氏は相模衆一四家の一つ、横地氏は伊豆二一家の一つとされている。この横地監物丞がさきの奉行人の一人であらう。また大石氏は前述したように、かつての武蔵守護代の一族であらう。こうしたことから

考えれば、さきの三名の奉行人のうち、布施氏・横地氏が北条氏の旧来からの給人で、おそらく氏照の滝山領支配にあたって小田原から付属してきた奉行人であり、大石氏はいわば地元出身者であって地域の状況を熟知し、氏照の支配に有益な存在であったと考えられる。このように氏照の奉行人は成立していたわけであり、それがもつとも有効な方法であった。

ところで、この両制札はいつ出されたのであろうか。このことについて、『福生町誌』では「文書には『酉』とし、年号が欠けている。しかし署名している三名は氏照の重臣なのでほぼ想像がつく。すなわち氏照が前の滝山城主である大石氏の後をついだなどの事情より推して、天正年間と考えられ、それも一三年の『酉』（一五五）に出されたものであろう。」として天正一三年の発給を比定している。

この理解については再検討を要する。というのは、こうした制札が出される政治的背景としては、一般的に何らかの戦闘といった政治的不安定な状況が、福生市域周辺に考えられなければならないが、天正一三年の段階で西多摩地方において戦闘がおこなわれたという記録は、これまでにみあたらない。また、天正一三年の北条氏照の行動を追ってみると、正月一日下野国佐野（栃木県佐野市）に出陣し、四月二〇日には同国栃木に出陣して宇都宮・佐竹氏らと対陣、つづいて同二二日には同国小山表にて合戦、さらに同三〇日にはふたたび佐野へおもむいている。そしてその後九月には上野国厩橋城（前橋市）に入っている（『小田原編年録六』）。このように天正一三年の氏照の行動は、とくに北関東への出陣で多く占められており、したがって同時期に福生郷に制札を出す理由は、とくに考えられない。ではこの酉年は一体何年になるのであろうか。そこで両文書の形態を手がかりとして考えてみるならば、氏照の文書に捺されている朱印に注目する必要がある。この朱印は氏照の使用した二種類のうちの一つで、印文は「如意成

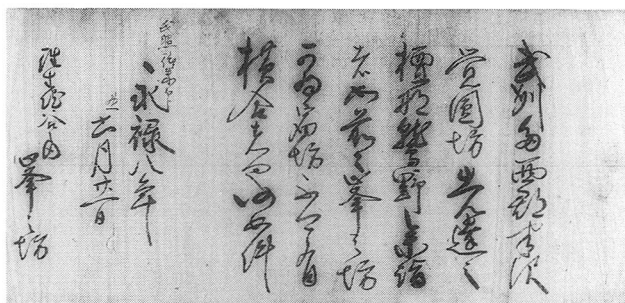
就」である。氏照の使ったもう一種類の朱印は、印文が読めず印文未詳である。この二種類の朱印について、かつて日本古文書学の権威であった相田二郎は、「如意成就」の朱印は、永禄二年（一五六一）頃から永禄一二年頃までの間に使用したものとされ、印文未詳の朱印は、元亀四・天正元年（一五七三）から天正一七年の間に使用されたものとされた（『戦国大名の印章』）。この成果にもとづけば、氏照の文書の「酉」は、永禄二年（末）から永禄一二年（巳）の間の酉年、すなわち永禄四年ということになる。したがって奉行人の文書も、同年と考えられる。では永禄四年にこうした制札が、氏照によって出される政治的背景が存在したのであるうか。

そこで想起されるのは、本章第二節でも述べたような永禄四年、越後の上杉謙信による来攻である。謙信は前年の八月、関東出陣を決め、九月には上野国へ侵入、以後南下し、永禄四年三月には相模国へ入り、四月末には鎌倉鶴岡八幡宮で正式に上杉氏を継承し、関東管領拝賀の式をおこなった（『神奈川県史（通史編1）』）。この景虎の来攻は関東の諸將に大きな影響を与えた。とくに近隣の三田氏は上杉謙信につくことになった。それゆえ、謙信が越後に帰った後の七月頃氏照の討伐を受けるのである。さらに謙信は永禄四年二月日付で「武州小仏谷」および「武州梶田谷」に軍勢の濫妨狼藉を禁じた制札を出している（高尾山薬王院文書）。また謙信方の部将であった太田資正も、同年二月晦日付で「小仏谷」に同様の制札を出している（同文書）。これらの制札は、いずれも高尾山薬王院に伝えられているところから、「小仏谷」や「武州梶田谷」は薬王院の所領であったことがいえるが、重要なことは、さきにみたように高尾山薬王院にまで謙信の政治的影響が及んでいるということである。これに対し、氏照は同年三月二日、薬王院に「梶田」のうち「三千疋」の所領を寄進するという文書を出し（同文書）、薬王院に対して配慮をみせたのである。こうした点から考えていくと、氏照やその奉行人が福生郷に制札を出した理由は、上杉謙信による西多摩地方への

遠征と、その後の三田氏への軍事的対応という政治的緊張だったということになる。なお、奉行人の制札とまったく同文ながら、宛所が「宮田三之丞」となっている制札写しが伝えられている（『中世』190）。字体からすれば近世後期に成立したものと考へざるをえない。この制札写しには「天正元酉」と年次が記されており、あるいはさきの両制札も天正元年ではないか、という考へも出てくるが、しかし、この制札写しと奉行人の制札とは字体はともかく料紙の大きさ、字配りが完全に一致するところから、むしろ近世のある時期に同制札を写して宛名を書替え、年次を加えたのであらうと思われる。

また、こうした上杉謙信の遠征時における氏照の制札はほかにみあたらないが、おそらく他の地域に広く出されたに違いない。それが福生郷にあてたものしか伝わらないのは、制札が一時的効力しか持たず、後に破棄されてしまったことに起因するであらう。その意味でも福生市域に伝えられる両制札は、誠に貴重なものといえよう。

ところで両制札は「福生郷」に宛てられているが、当時福生郷の範囲はどの程度だったのであろう。今日の福生市域と同じく、近世における福生村と熊川村だったのであろうか。両制札が熊川の石川元八家に伝えられているところからすれば肯定される訳であるが、この点で想起したいのは、前述した『神光仏言夢物語』に記されている福生・熊川・川崎村の開発に関する記述である（『近世1』^{（庫）}1）。この記述は文脈からして戦国以前の村の開発を伝えていると思われる。すなわち「清水但嶋」「野嶋兵五」「長田庄玄」という三人の浪人が「三人集り相談」して、清水が福生を、野嶋が熊川を、長田が川崎をそれぞれ開発したという部分である。この話にはもちろん検討が必要であり、細かな点は今後に期すとしても、この三地域が、相談の上で開発されていたことに注目したい。すなわち、戦国期に福生郷とされていた地域は、この開発の歴史的経緯からして、案外川崎をも含んでいたのかも知れないのである。



図II-38 北条氏照印判状写 (真福寺文書)

発見された氏照文書の写し

市史編纂の過程で市内の寺社の調査をおこなったが、熊川の真福寺の旧本堂より一点の北条氏照文書は五日市町の大悲願寺末の寺院である。しかし近世前半の延宝期までは、「覚円坊」「半沢坊」と呼ばれ、多摩郡木曾(町田市)に所在しており、多西郡の霞支配を京都聖護院門跡より安堵された本山派の修験であった。したがって中世においては現在の地には存在していなかったわけである。

しかし、この氏照文書の写しを発見した意味は大きいと思われる。以下そのことについてまとめておこう。

この二点の文書は『福生市史資料編中世・寺社』に『中世』147、『寺社』11として収録しているが(いずれも口絵写真に掲載)、ここでは読み下し文として掲載しておきたい。

北条氏照印判状写

武州多西郡、半沢覚円坊先達の檀那、鷲野参詣には、前々のごとく峯之坊を宿坊たるべし、横合あるべからざるものなり、仍て件のごとし。

氏照御朱印

永禄八年 丑六月廿一日

往生院谷之内

峯之坊

慈眼院隆寛書状

其節、小田原氏直・氏照の御朱印明鏡に、多西郡残らず当院の旦那とすべき旨、先判の例に任せて仰せ付けられ候、將亦権現様御代、また高室院と右同前の出入出来せしめ候、其節寺社御奉行金地院伝長老の御捌状、多西郡残らず当院の旦那とすべき旨に候。其上大乘院の儀は、貴院御存知の通り、一度三十年以前に、旦那廻仕られ候旦那帳一札、彼院に御座候に付、謀計を以て先判の例を掠め申され候、後々弥勒寺より自然如何様の儀申し来り候共、右の理を思し召し下さるべく候、猶後音の時に期し候、恐惶謹言

慈眼院

四月廿一日

隆寛(花押)

大悲願寺様

御同宿中

両文書は真福寺旧本堂の一角にある古算笥の中から、いくつかの文書とともに発見された。発見時より両文書は綴られていた。したがってこのことから両文書の関連性がうかがえる。

つぎに気付いた点を示すと、まず氏照文書の写しであるが、内容は北条氏照が半沢覚円坊を先達とする高野山参詣にあたっての宿坊を、往生院谷の峯之坊とすることを定めたものである。前述のように半沢覚円坊は真福寺の前身であり、この文書写しから推測されるように氏照の保護を受けていたことがわかる。



図Ⅱ-39 高野山高室院山門（和歌山県）

では、この文書写しは偽文書なのか否か、という点であるが、このような先達職などに関する文書は高野山に限らず、熊野、伊勢参詣などを含め、当該期に類例をみることができ、またそれらと比較しても文言および内容について決定的な疑問は見出しにくい。ただ文中「鷲野参詣」の部分は、あきらかにそう読めるのであるが、「往生院谷」とは高野山中であるから、もとは「就高野」参詣の文字を書写した人物が、「高」と「鳥」のくずし方の近似から「鷲野」参詣と誤ったのではないかと考えられる。しかし、「高野」を「鷲野」と書くことがあり、「鷹」と「鷲」を混同し、単純に書き間違った可能性もあるという（日野西真定談）。

また「氏照御朱印」は年代からいえば「如意成就」の印判であろうが、年月日の部分に注目すると、氏照の印判状の場合、①年・千支・月・日、②年・月・日、③千支・月・日、④支・月・日、⑤月・日の五種類にわけられ、この文書の写しのような年・支・月・日のような例はほかにみられない。この点はあるいは内容真偽の判定に結びつくかも知れないが、しかし単なる様式のみで速断することは慎しむべきであろう。勿論、原文書が発見されれば解決するが、現在のところは所在不明である。なお、宛名の往生院谷の「峯之坊」は慈眼院といった（『金剛峯寺諸寺院家折負輯二』）。

また、慈眼院隆寛の書状についてであるが、隆寛は元禄九年（一六九六）、五六歳で没しており（前掲書一〇）、したがって、それ以前の書状であることは間違いない。宛名の大悲願寺は前述

したように、近世における真福寺の本寺である。この書状の内容は、慈眼院と高室院の武州多西郡における先達職の争いについて、幕府の裁許を伝えたものであり、文中「氏直・氏照之御朱印」のうち、氏照のものが、さきの氏照文書の写しに相当するのであろう。なお「金地院伝長老」とみえているのは有名な金地院崇伝である。

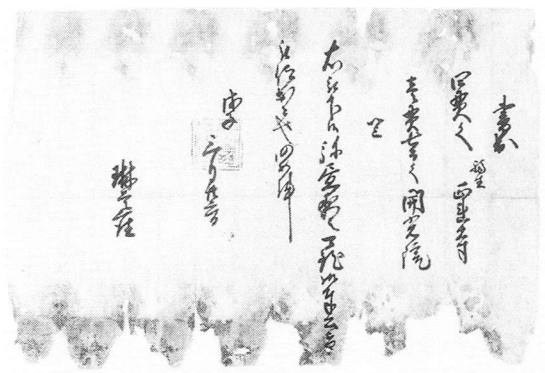
この慈眼院と高室院は長期にわたり、争論を展開していたようであり（座間美都治「中世末期における高野山との檀縁関係の考察」『地方史研究』73）、この氏照文書の写しがこうした両院の争論の過程で作られたという可能性は否定できない。しかし全体として考えれば、多摩地方に高野山信仰がひろく展開していたことは事実であり、それが氏照や後北条氏による規制と保護をうけながら、人々の高野山参詣へとつながっていったのであろう。この場合は多西郡の事例であり、福生市域は多東郡であるから直接関係はない。ただ中世の多摩、なかんずく関東地方における高野山参詣の研究はこれまでほとんどおこなわれていなかったことを考え合わせれば、真福寺旧本堂から発見された氏照文書の写しは、たとえその内容に若干の疑問があったとしても、まったく否定しきることはできず、かえって、中世の多摩地方の宗教史研究に不可欠のものであろうと考える。ここに氏照文書の写しの意義を見出すことができるであろう。

氏照文書にみる「福生」 北条氏照による福生への足跡は、前述したように、熊川の石川元八家に伝えられる二通の制札によって確かに認められる。そして氏照の発給文書に福生の地名がみられる例がほかに一つだけある。

それは五日市町小和田の広徳寺が所蔵する文書のうちにある（『中世』362）。まず読み下し文を掲げよう。

北条氏照印判状

書出し



図II-40 北条氏照印判状 (広徳寺文書 五日市町)

右、下され候、いよいよ昼夜の御奉公を致すべきの旨、仰せ出さるもの也、仍て如件、

以上

四貫文
正連寺
壹貫七百文
開光院

福生
正連寺

戊子

(朱印・印文未詳)

三月廿六日

琳首座

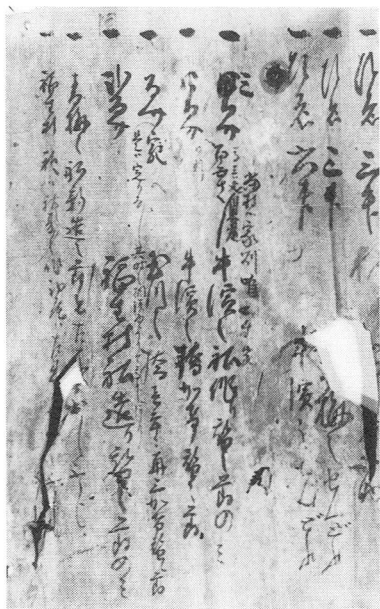
これは氏照が市内の正連寺と五日市町の開光院に対し、寺領を琳首座を通じて宛行^{あてが}ったものである。正連寺とは現在の清岩院のことである。同文書を所蔵する広徳寺は臨済宗、山号を竜角山と号する。寺伝によれば応安六年(二三三)の開創で、開山は心源希徹といい、西多摩地域の名刹である。この文書が出されたときの住持は八世提甫綱ということになっており、おそらく宛名の琳首座とは同一人物ではない。かりに琳首座が広徳寺の住持でないとすれば、この文書はもとは広徳寺に出されたのではなく、いつの頃か広徳寺に伝えられるようになったと考えられる。しかし、あらためて

寺名に注意してみると、正連寺には福生という地名が付けられているのに対し、開光院には地名が付けられていない。開光院は五日市に所在する寺院であり、琳首座が住持をつとめる寺院と同じ地域に所在するために地名が付けられなかったであろう。とすればやはり琳首座は広徳寺の住持であった可能性が強い。あるいは一時的に住持をつとめた人物かも知れない。なお清岩院の開山は心源希徹で広徳寺の開山と一致し両寺院は同一の法系であった。

このように正連寺（清岩院）は福生のうちにあつて北条氏照の保護を受けた寺院であり、それに対して北条氏照への「昼夜」の「奉公」の義務が与えられたのである。この場合の奉公の内容は明らかではないが、おそらく加持祈禱か軍事動員のどちらかであつたと思われる。というのは、この文書が出された「戊子」すなわち天正一六年（一五八八）は、すでに豊臣秀吉が九州を平定し、いわゆる「惣無事令」を発して、東国の統一を宣言して間がなく、一方後北条氏は豊臣秀吉との戦いの準備をはじめめる時期である。文言にみえる「昼夜」の「奉公」は、豊臣秀吉と対決するにあつたの勝利を呼ぶ加持祈禱の昼夜にわたる執行の要請か、はたまた八王子城への普請役や軍事動員の要請であつたのであろう。天正一八年の八王子城の攻防に、農民はもちろんのこと修験者といった宗教者が籠城軍ろうじょうぐんのうちに加わつていたということ。さらに、清岩院の過去帳に八王子城での戦死者の名前がみられることは、正連寺の僧侶が八王子城に籠城していたことを推測させる。いずれにせよ、氏照は単に寺領を与えたのではない。寺領を与えられた正連寺のそれに対する負担は大きなものであつたのである。

戦国を生きぬく福生の人々 戦国乱世にあって福生の人々はどのように生きぬいていったのであろうか。もちろんそのことを語ってくれる資料はない。しかし、これまでに述べてきたなかにも、人々の生き様を垣間かきまみることは

できよう。たとえば、永禄四年に北条氏照や奉行人から出された制札は福生郷の代官と「百姓中」に宛てたものであ



図Ⅱ-41 諸勸進書上部分
(大悲願寺文書 五日市町)

った。こうした制札は、大名から一方的に出される場合もあったが、福生の人々による氏照への制札発給の要請があったことも考えておく必要がある。というのは福生郷が、たとえ北条氏照の直轄領であろうと、一度戦乱に巻き込まれてしまえば保証の限りではない。また戦さには相手があるのが当然で、この場合は上杉謙信や三田氏の軍勢の侵入も予想されたのである。したがってこうした制札を得ることは、氏照により福生郷が上杉謙信や三田氏からの軍事的脅威からも守られるという意味もあった。そして人々は制札を獲得すべく制札金を支払う。おそらく福生の人々もそうしたのである。こうして福生の人々は自らの村を自衛していったと思われる。

また、福生の人々にとって多摩川とのかかわりは重要であった。多摩川は漁をする場であり、他地域との境目であると同時に他地域と福生をつなぐ意味をもっていた。さきに紹介した資料であるが、五日市町の大悲願寺に伝わる

「諸勸進書上」(『寺社』160)は、近世前半に成立したと推定しえるが、それには「(書)梅のせんとふ」とともに「牛浜のせんとふ」が記され、また「牛浜之船」とか「福生村船」などがみえている。これらによって近世前期、福生地域には船頭や牛浜の所持する船、福生村の所持する船があったことがわかる。おそらくこうした船頭や村持の船は近世以前から存在していたと考えられ、福生の人々が多摩川から生活の糧をえていたことが知られ

よう。

なお、船頭は職人の一種とみられなくもないが、福生における職人の存在を確認できる例がある。それが瑞穂町に鎮座する阿豆佐美神社の棟札である。この棟札は文明一四年（四八三）に同神社建立の際のものであるが（『中世』94）、そこには大工として「福生村住人孫五郎定仗」と書かれている。大工とは現在の大工を必ずしもさすのではなく、今日における大工は中世では番匠であり、中世の大工とは職人の棟梁をさすようである。しかし、ここでの大工は番匠の棟梁という意味であろう。この大工「孫五郎定仗」がどのように手下の職人を差配し、どこから材木を確保し、大工としての職を遂行していたかは明らかでない。さきの阿豆佐美神社の棟札にその名をとどめるだけである。しかし、大工「孫五郎定仗」の確認によって福生にも、その他の職人の存在を推測することは可能であろう。また、寺院には僧侶、そして修験者も存在していたであろう。

以上、まことに断片的ではあるが、中世の福生の人々の存在を紹介した。中世、とくに戦国期の福生は北条氏照の直轄領となったために、その窓口として年貢を徴収する代官があり、「百姓中」と表現される農民たちがおり、多摩川とのかかわりで船人・船頭がおり、また大工をはじめとする職人がおり、僧侶や修験者も存在したと思われる。このような彼らこそ、郷土の中心であり、また郷土を守り、たくましく生きぬいていたのである。

第四節 北条氏照の滝山・八王子領支配

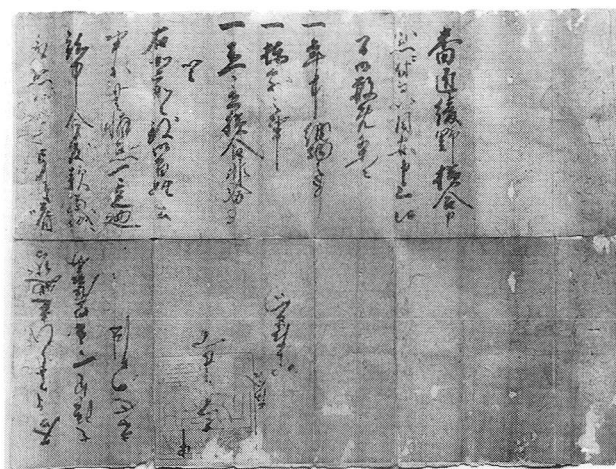
氏照の領域 北条氏照の滝山領支配は、永禄二年（一五六一）霜月一〇日付け印判状（『中世』117）をもって、本格的支配の進展に開始された。

しかし、前述したように弘治二年に現れる「北条藤菊丸」を氏照の幼名とすれば、永禄二年以前に氏照が大石領Ⅱ「由井領」の南域を継承し、その継承した領域を根幹に成立した氏照の支配領域が流山領であったと考えられる。

氏照が領域支配を開始したころの武蔵の状況は、関東侵攻をはかる越後の上杉謙信と、これに呼応する諸豪族の動きが活発で、氏照領域の内でも、三田氏が謙信方にくみし、大石氏一族にも謙信支持の者が多いという状況であった。氏照が領域支配を開始した当初の動向を伝える資料として、高尾山に櫛田三〇〇〇疋を寄進した永禄四年と推定される三月二日付けの書状（『中世』119）があり、櫛田は八王子市櫛田に比定される。この寄進は越後軍によって劣勢に追い込まれた状況下での、人心の収攬と武運祈願が目的であった（加藤哲「後北条氏の宗教政策——武州八王子領の場合——」『関東中心戦国史論集』）。また、その翌三日に出されたと推定される書状では、甲斐国上野原城（山梨県上野原町）の加藤駿河守に援軍を要請している（『中世』120）。

さらに、最近、永禄三、四年の氏照の動向をうかがわせる二点の文書が再確認されている。

一点は、これまで原文書げんもんじょの所在が未確認で、干支が「甲戌」と写されたものがあることから天正二年（一五七四）の甲戌に比定されてきた落合八郎左衛門尉宛の氏照印判状である。『資料編中世』の編纂にあたって、『小田原編年録』



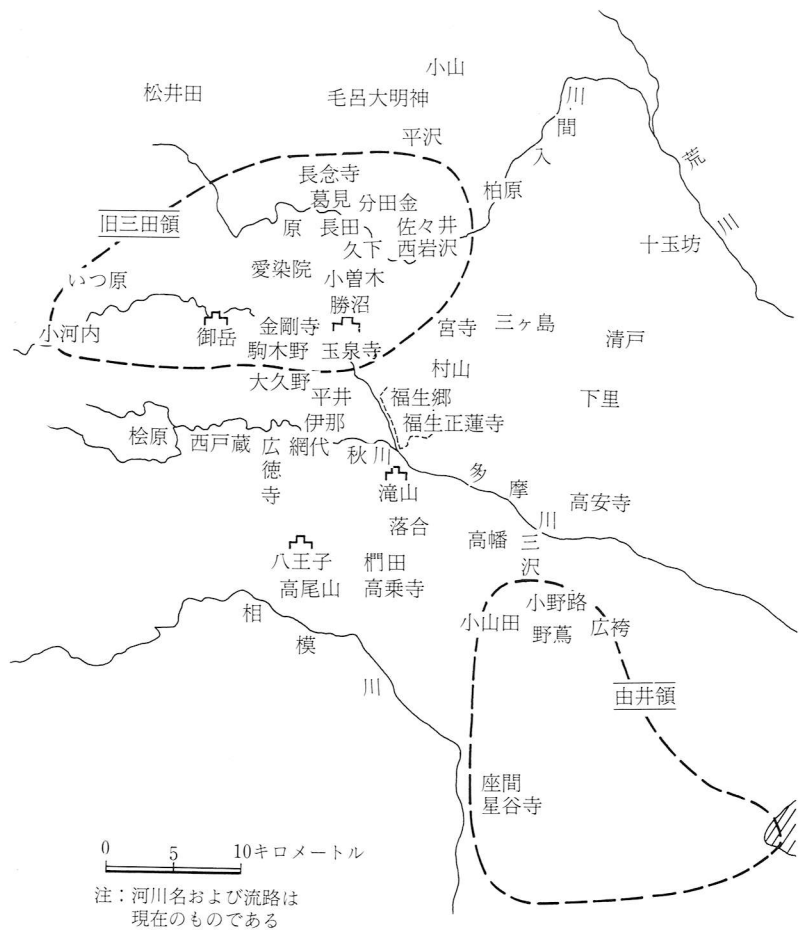
図II-42 北条氏照印判状（落合晋家文書 八王子市）

付録六の写しを採用したため、天正二年の文書として収録した（『中世』200）。ところが、原文書を八王子市高尾町の落合晋家に所蔵されていることが確認され、他の氏照印判状との比較検討から、永禄三年の文書であることが明らかとなった（佐々木蔵之助「落合家文書について」、『平成元年度研究実績報告書 一周年のあゆみ』）。この文書は、落合八郎左衛門尉が目安をもって氏照に訴えたことから、年中納物と棟別の免除、横合非分の禁止の三か条が申し渡されたものである。箇条書のあとに「今度敵当城へ取り懸かるについては、弓にても^{たしなみ}嗜^{たしなみ}各々をもかたらい走り廻るについては、望みにしたが、い御褒美あるべきものなり」とあることから、永禄三年一二月段階での「敵」とは越後軍とみなされ、「当城」は氏照居城の滝山城（八王子市）と考えられる。しかし、越後軍の南下によって、北関東をめぐる状況は非常に不安定であったことから、この頃はまだ氏照は滝山に入城していなかったと考える説もある（加藤哲「後北条氏の

南武蔵進出をめぐる」『戦国史研究六』）。

もう一点は、西正月一日付小田野源太左衛門尉あての氏照印判状写しで、『資料編中世』の編纂にあたっては印影不明から、酉年を天正一三年と推定した（『中世』316）。しかし、『静嘉堂本集古文書』に朱印A（印文「如意成就」^{にゐいじょうじゆ}）

第4節 北条氏照の滝山・八王子領支配



図Ⅱ-43 北条氏照の滝山・八王子領域略図

が写されていることが確認され、『戦国遺文 後北条氏編一』、酉年は永禄四年であることが明らかとなった。この文書には「由木上下の強人相談し、敵動くについては出合い討ち留め、万乙忠信申す者には望みにしたがいい恩賞くださるべし」とあり、氏照は、由木（青梅市）の在地武士に恩賞を約束して、越後軍の攻撃に対抗することを奨励している。

その後、越後軍が撤

退すると、前述のように氏照は越後軍に加担した三田氏を永禄四年七月ころに制圧し、三田氏旧臣を再編成して、三田氏旧領を完全に支配下におさめた。三田氏旧領は、三田氏の拠点であった勝沼城（青梅市）を中心とした三田谷と称される地域で、氏照居城の滝山の北部に広がっている。三田氏旧領の接収によって、氏照の領域は、南部にあたる由井領と滝山城を中心とした地域に加え、居城滝山の北部をおさえる三田氏旧領までと拡大され、領域全般にわたる支配強化が、今後の氏照の課題となった。

折しも、永禄六年一月と翌七年一月に後北条氏と上総の里見氏が衝突した国府台合戦がおこなわれ、七年の合戦では、氏照も多くの家臣を率いて出陣した。この戦いは北条軍が勝利し、滝山に帰城してからであろうか、氏照は二月二八日付で、家臣に戦功を賞する感状を発給している。文言はほぼ同様で、「このたび総州国府台において、御一戦を遂げられ候ところ、紛骨を尽くし走り廻り候、神妙に候」という内容である。現在確認されているものは、神田与兵衛宛（『中世』¹³⁴）、小針小次郎宛（『同書』¹³⁵）、菅沼六兵衛丞宛（『同書』¹³⁶）、小田野源太左衛門尉宛（佐野家文書）の四点であるが、参陣した家臣すべての労をいという意味で、この日氏照の感状はさらに多く発給されたものと推定される。永禄七年といえ、氏照が領国支配を開始して間もない時期であることから、国府台に氏照が多くの家臣をとまなび参陣したことが後北条氏の勝利に大きく貢献していたと同時に、出陣と感状発給が氏照の家臣団編成を促進させる契機ともなったと考えられる。

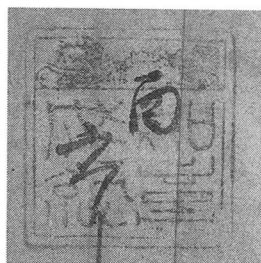
なお、氏照の居城は、天正後期に滝山から八王子に移されたが、その支配領域は、永禄期に確定された範囲、つまり、南部の由井領、滝山城を中心とした地域および北部の三田氏旧領にわたる範囲で、天正一八年の後北条氏の滅亡まで、地域的に拡大されることはなかった。

氏照発給文書の概要

北条氏照の活躍を今に伝える文書としては、氏照自身の発給文書、氏照が受け取り手である受給文書、および第三者間でやりとりされた文書に氏照の動向が記されている関連文書などがあり、このうち、氏照が滝山・八王子領支配をどのように進めていったのかをもっともよく示しているのは、氏照の発給文書である。

氏照発給文書についての研究は、古くは昭和一〇年（一九三五）に相田二郎^{にょう}が「北条氏の印判に関する研究」という論文（『史学雑誌』四六編八、一〇号）のなかで、氏照の印判状四九点についても述べられているのをはじめとして、多くの研究蓄積がある。近年では昭和四五年に下山治久が『武州滝山・八王子城主北条氏照文書集』に発給文書一七八点を収録され、これが以後の氏照研究の出発点となった。

氏照の発給文書は、『福生市史資料編中世』とその補遺に収録したものなど、一九八九年秋までに二五四点が確認され（『みずくらいど』9）、その後、黒田基樹によって二二点が追加紹介されている（「北条氏照の発給文書をめぐって」『みずくらいど』14）。また、氏照文書として検討を要する文書、および黒田によって氏照以外の人物の発給文書であることが判明したものなどを除くと、現在確認されている氏照発給文書は、二六六点である。



図Ⅱ-44 氏照朱印
（上：前期朱印 下：後期朱印）

氏照の発給文書二六六点のうち、印判状は一〇〇点、書状および判物は一六六点で、そのうちもっとも早いものは、永禄二年（一五五九）十一月一〇日に祢宜六郎太郎に對して小宮の宮本祢宜職を安堵した印判状（『中世』117）である。

氏照が印判状に押印した朱印には二種類あって、印文

「如意成就」のもの（朱印A）は永禄二年一月一〇日付の初見文書から同一二年七月五日付のものまで二九点である。「如意成就」とは「意の如く成就する」という意味であり、氏照の政治に対する積極的な意志を示している。印文未詳のもの（朱印B）は永禄二年一月七日付番匠落合四郎左衛門宛の朱印状写し（『風土記稿』百十上『中世』182に朱印Aとあるが、黒田によって朱印Bであることが判明）が初見で、天正一七年まで六二点が確認されている。

印判状のうち、四〇点は奉書である。奉書とは、日付下の余白部分に、その文書の発給担当者となった奉者の名前が記されたもので、後北条領国で一般的にみられる奉者名の右下に誰々「奉^{これをうけたまわる}之」と記されたもののほか、氏照文書の特徴として、奉者名の右上に「奉^{うけたまわる}」と記されたものが含まれている。

また、書状および判物にみえる氏照の署名・書判^{かきはん}としては、「氏照」と署名し、その下に花押をすえたものももっとも多く、永禄四年から天正一八年まで使用されている。このほか氏照の署名としては、「大石源三氏照」が永禄四年に一点、「源三氏照」が同五年から天正二年までに八点、「平氏照」が永禄一年・二年・元亀元年に三点、「北条源三氏照」が永禄一二年と天正二年に五点、「陸奥守氏照」は同四年以降（年未詳も含め）九点である。

氏照ははじめ養子に入って家督を継承した大石姓を名乗り、永禄十一年以降は北条姓あるいは、北条氏本来の平姓を用いている。ことに平姓は、越後の上杉謙信宛（『中世』165・175）および高野山高室院宛（『同書』185）の三点で、小田原の北条家当主と同様、もっとも丁寧な場合に使用したものといえる。

氏照の家臣 北条氏照が、その支配体制を確固たるものとして維持していくためには、まず行政官僚機構を確立する必要があった。氏照の支配体制における行政の中心は、氏照の重臣によって構成される奉行人衆で、

団編成

第4節 北条氏照の滝山・八王子領支配

表Ⅱ-4 北条氏照朱印状にみえる奉者一覧

年代	奉者名	中世編
永禄2	布施(兵庫大夫)	1 1 7
4	横地(監物丞吉信)	3 1 6
5	横地	1 2 3
8	藤曲・設楽	1 2 7
	藤曲	1 2 8
	一雲	1 4 1
	專正軒	1 4 2
	近藤	1 4 4
	藤部	1 4 5
	近藤	1 4 6
	布施	1 4 8
	近藤	1 5 0
天正12	一庵(狩野宗円)	4 7 2
4	長野	2 0 1
5	長野	2 0 3
	大石信濃守(照基)	2 1 2
	大石信濃守	2 1 9
	大石信濃守	2 2 0
	由木	2 2 1
6	一庵	2 3 0

年代	奉者名	中世編
天正7	布施美作守(景尊)	2 3 3
8	由木左衛門尉	2 3 5
	一庵	2 4 1
	長野	2 4 3
9	松田四郎右衛門尉	4 7 4
	松田四郎右衛門尉	2 5 4
10	松田四郎右衛門尉	2 5 5
	一庵	2 7 0
(あるいは元亀元年カ)	一庵	3 2 3
13	一庵	3 2 8
14	中島大蔵丞	3 3 1
15	一庵	3 3 5
	大石四郎右衛門尉	3 3 7
	横地与三郎	3 4 2
	狩野刑部大輔	3 5 9
16	大竹丹後	3 8 0
年未詳	布施美作守	4 4 5
	中島大蔵丞	4 4 8
	布施美作守	※
	月斎	※

※『改訂新編相州古文書』114頁

かれらは、奉者として氏照印判状に名前がみえる人物でもある。氏照印判状の奉者は、二〇名が確認されている。このうち、初見の氏照印判状の奉者となっている横地監物丞吉信と布施兵庫大夫の両名は、もと小田原北条氏の譜代の家臣で、設楽氏も北条氏の譜代家臣のひとり、藤曲氏は北条氏の直臣層のひとりで、いずれも氏照が大石領を接収することになったとき、側近に任じられ、氏照とともに滝山に入部した人物であった(加藤哲「北条氏照による八王子領支配の確立」『国学院大学大学院紀要八』)。

氏照が領域支配を開始した当初は、氏照とともに滝山に入部した横地や布施など、小田原本城で行政に携わって

いた奉行人が中心となって氏照の支配体制を確立し、永禄一二年ころには奉行人の編成替えがおこなわれたと考えられる。編成替えののちには、狩野一庵宗円を中心とした奉行人衆の体制がしかれ、その中には大石信濃守照基や由木左衛門尉なども加わっている。こうした奉行人の編成替えについて、佐藤博信は、永禄一二年の朱印Aから朱印Bへの変更との関連を指摘している（「北条氏照に関する考察へ古河公方研究の視点を中心に」『続莊園制と武家社会』）。

また、奉行人衆は、氏照家臣団の中核をなし、氏照の軍事指揮系統は氏照を頂点に、奉行人衆のもと、個々の家臣および由井衆・三沢衆などといった軍事集団の統率が図られた。家臣は、氏照から知行地や給分を宛行われ、それに見合う軍役と知行役を務めることが義務づけられた。

永禄九年、来住野大炊助は、知行一〇貫五四四文に対して、軍役三名と定められ、来住野本人は大立物（裝飾用の付け物）の兜を着用して馬に乗って参陣し、徒（徒歩）の者と、長柄の鎧を装備した鎧持ちとともに参陣することが条件づけられた。しかも徒の者と鎧持ちについては、竹の鎧や金箔の鎧は禁止のこと、鎧の柄の部分は二重に紙をまき、策紙（短冊状の紙）をつけ、その長さは六寸か七寸とすること、供の者は皮笠を着用し、二〇歳未満ではいけないこと、と細かく規定されている（『中世』153）。

このように知行を宛行われ、軍役を定められた家臣たちは、氏照の出陣命令が出されると、装備を整え、供の者を連れて、指定の期日までに集合地点に馳せ参じなければならなかった。具体的な氏照の出陣命令を、天正六年一〇月二六日付けの並木弥七郎宛の氏照印判状（『同書』228）で見てみたい。

並木弥七郎と供の者は、来る一月七日に、大石信濃守照基に同行して、雨風をいとわず滝山を出立し、翌八日久喜（埼玉県久喜市）・大室（同加須市）に着き、一〇日に全軍集合して小山（栃木県小山市）に到着することを命じ

られている。この場合、全軍の小山必着をめざす氏照の姿勢は、「この日限一刻なりとも相違については、たとえ如何（いか）
 ような道理（理由）これあるとも、境目大切の御番所欠く子細に候あいだ、切腹なさるべく候」と、予定の行程を守
 れなかったときには、切腹に処すという厳しいものであった。

氏照は、軍役を規定どおりに務めない家臣に対しては、知行を召し上げ（『中世』153）、また、出陣命令に従わない
 家臣は切腹に処すという方針で、家臣団の支配を徹底、強化させている。

氏照家臣たちは、合戦への出陣のほか、番所に詰めて警備にあたるといふ軍役も課せられることがあった。永禄一
 二年七月、下善六郎と南神六郎は、御岳城（青梅市）の警護番を命じられている（『同書』178、なお、この文書は黒田
 基樹により、正文ではなく、写しであることが判明）。また、野口刑部丞も、同年十二月、御岳山籠城（ろうきやう）に対して、平
 沢郷（埼玉県日高市）五五貫文ほかの知行を宛行われている（『中世』451、永禄一二年という年代推定は加藤哲「後
 北条氏治下の村落と祭祀」『戦国の兵士と農民』による）。

また、氏照は、個々に知行を宛行い軍役を賦課した家臣を、有力家臣を中心としたいくつかの軍事集団に編成した。
 永禄七年には、三田治部少輔を筆頭に、四〇余名を清戸三番衆に編成している（『中世』137）。清戸三番衆は、氏照領
 域と、当時仮想敵国である太田氏の岩付領との接点である清戸（清瀬市）の番所警固を任務とし、氏照はその三番衆
 を三田氏旧臣によって編成したのである（加藤哲「北条氏照による八王子領支配の確立」）。

三田治部少輔を筆頭に、三田氏旧臣によって編成された三田衆とも呼ばれるべき清戸三番衆は、氏照の有力奉行人
 である布施兵庫大夫の指示のもと、清戸の番所で警固を引きつぐこととなっていた。この清戸三番衆には、永禄一二
 年御岳山籠城に対して知行を宛行われている野口刑部丞（前述）が含まれ、清戸三番衆の並木は、大石照基に同行し

て小山着陣を命じられた並木弥七郎（前述）である可能性が高い。なお、清戸の所在については、清瀬市のほか、氏照の支城滝の城（埼玉県所沢市）に比定する説もある。

氏照家臣団における衆編成としては、このほか、大石氏旧臣を再編成した由井衆（『中世』153）、永禄九年の出陣にあたって、甲（かざと）の立物（装飾）をかざりたててることを命じられている三沢衆（『同書』157）、豊臣氏との対戦準備において証人（人質）を提出させられた小河内衆（『同書』337）や、小田野源太左衛門と池上将監丞のもと編成された三人御手本鉄砲衆（『中世』334）などがあった。

氏照と農 村・農民 戦国大名は、富国強兵のために土地と農民の把握につとめた。後北条氏領国でも、北条氏照の領域においても、農村をいかに直接把握するかが、大きな課題であった。

氏照領域の野蔦郷（町田市）の百姓たちは、永禄五年（一五六）七月に、この年の年貢と諸公事の免除を氏照に認めさせている（『中世』127）。この決定に至るまでの経過と背景としては、野蔦郷の百姓たちが、氏照のもとへ年貢と諸公事免除の「佗言」^{わげん}（申請）をおこない、百姓たちのいい分が認められて、この一年に限って年貢などを納めなくてもよいということになった。関東地方では、永禄二年の天候不順、翌三年の長雨つづきで飢饉となり、疫病も流行して、同五、六年になってもなお飢饉が続いているという状況であった（『神奈川県史（通史編1）』）。永禄三年から七、八年にかけて、村々はどこも、飢饉と疫病の流行で疲弊しきっており、後北条領国のあちらこちらで年貢や諸役の免除や減免がおこなわれた。野蔦郷の場合も、飢饉によって収穫が不可能で、百姓の多くは田地を捨てて逃散し、郷中の田地は荒れていたと想定される。年貢と諸公事の免除を決定した氏照印判状に、「前々、かの郷に候百姓、何方にこれ有るとも、悉く召し返し、野蔦之郷に仕つけ、田地打ち開き耕作いたすべし」と指示されていることは、こうした

状況によるものである。

さらに、野蔦郷に残っている百姓は、この氏照印判状をもって、今年の年貢を納めなくても済むことを告げるなどしながら、周辺の村々などに逃散している百姓に、帰村して耕作に戻ることを説いたのである。

また、野蔦郷では永禄八年、用水堰の取り入れ口が崩壊し、用水の取り入れが不可能となった（『中世』141）。そこで同郷の百姓たちは、有力百姓の武藤半六郎を中心に、新しい堰の開削を氏照に申請し、認められた。氏照は、「かの堰をもって、過分の田地荒れるべき義いか候あいだ、小分の年貢目引き候義は、苦しからず候」と、年貢を減免して新堰の開削を奨励している。近年、池上裕子は、強大な大名権力が戦国期における田畑の開削を促進してきたという従来の考えに対して、田畑開削の主体は農村側にあつて、戦国大名はつねにそうした動きを奨励・保護していたに過ぎないという見解を示されている（『戦国時代の武蔵における開発』『『開発』と地域民衆』）。野蔦郷における新堰の開削も、同様に、百姓側からの動きを、氏照が奨励・保護することで、はじめて可能であつたといふことができる。永禄二年からの飢饉つづきでは、野蔦郷以外の氏照領域の村々でも、百姓の逃散があつた。同七年に分田金・長田両郷（埼玉県飯能市）の名主と百姓たちは、他所へ欠け落ちしている百姓を確認して、氏照に報告することを命じられている。その際氏照は、欠け落ちしている者を正確に報告しなかった場合は、名主や百姓の頸（くび）を刎（は）ねるという厳しい姿勢を示している（『中世』138）。

また、長田のうちには、用水の取り入れ口（水口）が設けられていた。この取り入れ口の設置場所をめぐることは、百姓の間で相論があつて、永禄七年に氏照の裁許で長田のうちに設置することが決定された。ところが、それを不服とする百姓があれこれいって、その年と翌八年の年貢を納めなかったことから、水口の管理者である北島弥十郎は、

年貢未納分を納入させるよう働き掛けることを命じられている（『中世』142）。

天正期（一五三〇）になると氏照は、八王子城の築城準備のため、領域一帯の山林育成と竹木伐採規制をおこない、天正四年、長田村の藤七郎と弥十郎（水口管理者の北島弥十郎^カ）は、長田山での林保護を命じられた。山林育成のため下草の刈り取りも許されず、もし下草を刈り取る者があった場合、藤七郎と弥十郎の両人は、刈り取りの道具を差し押えて、刈り取りの張本人を滝山城まで連行しなければならなかった（『同書』203）。

天正八・九・一〇年は旱魃に見舞われ、翌天正一一年四月、子安郷（横浜市）の百姓たちは、「千損御用捨」として年貢未納分を免除されている（『同書』290）。百姓たちは、旱魃を理由に、さかんに氏照に訴えて年貢減免を勝ちとったわけで、こうした年貢減免の農民闘争は、子安郷にかぎらず氏照領域の各地で、たえず繰り返されていた。百姓のいい分が一定程度認められなければ、村中こぞって逃散に及ぶこともしばしばおこなわれ、農村経営の維持と年貢の確保のため、氏照側は譲歩を余儀無くされる場合が多かったといえる。しかし、氏照側でも、百姓たちとの折衝のなかで、百姓の掌握を着実に進めることを忘れてはいない。先の子安郷の「千損御用捨」を認めた際にも、文書の末尾に「秋中御請け申しあげるの員数ならびに未歳分、少しなりとも未進致すについては、名主をはじめ、御成敗をとげらるべし、その旨を存じ、このたび御請け申し上げ候とおり、速やかに来る秋九月より霜月廿日をきって、悉く御藏におさめ申すべき旨、仰せ出さるものなり」と念をおすとともに、筆頭百姓の関口外記助のほか一二人の百姓の名前と納入貫文を明記して、その後の収奪強化を間違いないものにしてしている。

このように、氏照による農村と農民の支配がおこなわれたが、氏照領域を含む後北条領国全体が臨戦状況を迎えると、農村のあらゆる百姓もすべて、戦闘要員として動員されることとなる。敵が入間川（埼玉県西部）まで侵入した

とき、氏照は小山田八か郷（町田市）に動員令を発令している（『中世』270、なお、この文書の午年を、元亀元年に比定する説もある『戦国遺文』）。

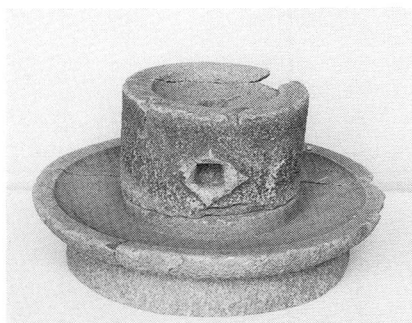
このときの動員の対象は、「当郷にこれ有る名字かかり者の義は申すに及ばず、男たるほどの者出家まで」と、在郷のすべての男で、各自戦闘の道具を用意して、あるいは道具のないものは手ぶらで集合することとなっている。もし、この動員令に応じなければ、当人は頸（くび）を切られ、類従（一族）は磔（はりつけ）にかけられるというものであった。

氏照と職人 戦国大名は、さまざまな職人たちを掌握し、家臣団のうちに組織しようとつとめた。北条氏照の領域たちにも多くの職人がいて、氏照は、知行を与えたり、諸役を免除することによって、「公方御用」つま

り氏照の御用を命じるというかたちでかれらを掌握し、編成していった。

職人の編成は軍事目的が第一で、新居（新井）新左衛門尉を筆頭とする柏原（埼玉県狭山市・川越市）の鍛冶は、毎年鑪の調達を義務づけられている。具体的には、永禄八年（二五五）四月、一二間分に対する棟別錢（むねべに）などが諸役免除とされた代わりに、一年間に二〇丁の調達と定められた（『中世』114）。その後ほどなく、一年間に三〇丁の納入と一〇丁増加されたが、元亀元年（二五〇）から九年間、柏原の鍛冶たちは鑪を納入しなかった。未納の理由は示されていないが、未納についての柏原鍛冶たちのいい分が一定程度認められたのか、九年間の未納分二七〇丁の半分は納めなくてよいものとなった（『同書』235）。

この氏照の決定が出される際には、検使が柏原の鍛冶たちを問いたすために派遣されたか、または鍛冶たちが城下へ呼び出されて糾明がおこなわれた。氏照の意図は、未納分の半分を免除することで、半分の一三五丁を確実に納入させることにあった。



図Ⅱ-45 八王子城下出土の茶臼
(八王子市郷土資料館蔵)

なお、天正七年の氏照印判状には、「当役（毎年三〇丁の鑓の納入）仰せ付けらるるうえは、別に国役の走り廻り有るまじく候、ただし、大途（小田原北条氏）惣国並之御用か、よんどころなき御用これ有る時は、供物をもつて仰せ付けらるべし」と、記されている。実際に、柏原の鍛冶たちは、毎年三〇丁の鑓納入という氏照御用のほか、供物（≡公物）と称して市場価格よりずっと低い価格で、小田原北条氏による領国全体への御用として買い上げられていたわけである。年によっては、大途惣国並之御用が氏照御用を上回ることも、当然あったと考えられ、こうしたたびかさなる賦課が、九年間もの未納の原因であったとも推定される。

座間の鈴木弥五郎も同様に、棟別銭と諸役の免除の代わりに公方御用（≡氏照御用）として、毎年鑓二丁を納入することが義務づけられていた（『中世』182）。

また、大久野（日の出町）の番匠である落合四郎左衛門が、知行を与えられて氏照家臣となっている。永禄二年年落合四郎左衛門は、居住地である落合で一貫二〇〇文と大久野で五〇〇文の計一貫七〇〇文を氏照から知行として与えられ、氏照の指示に従うことを命じられた（『中世』182では朱印Aとした、その後黒田基樹により朱印Bと確認）。

落合四郎左衛門に課せられていたことは、平常は、番匠としての建築工事などの労役であった。しかし、天正後期に対豊臣氏の臨戦体制が強化されるなかでは、氏照領域の番匠を招集して八王子城の曲輪ひとつを預かって守備する

こと、番匠衆の妻子を入質として八王子城へ籠城させること、氏照領域以外へ逃げて移った番匠を連れもどして処刑すること、の三項目が命じられている（『中世』359）。

このほかの職人としては、網代（五日市町）の山作が、棟別七間分の免除に対して、御陣役ならびに氏照印判状で命じられる御用をつとめること（『中世』221）、紙漉とみられる川上権左衛門尉が、上紙や厚紙など様々な紙を、破れないよう漉くこと（『同書』227）、田島治郎左衛門尉が、見棚役・棟別銭三間分・六日普請人足の免除に対して、扇の地骨を納入すること（『同書』243）、鋳物師の大河伊賀守が、御被官として鋳物細工をすること（『同書』437）、などが、氏照文書に確認できる。

このように、文書のうえに登場する氏照領域の職人は数多いわけではないが、たとえば、八王子城下から出土した石臼が、伊奈石と呼ばれる五日市町伊奈で切り出された砂岩製であることから、氏照領域の職人がこの石臼を作ったと考えられるなど、氏照が、多種にわたる職人たちを数多く掌握し、編成していたといえよう。

後北条領国と氏照の領域 後北条氏の領国支配は、小田原（神奈川県小田原市）を本城として、支城を中心とした「領」を単位とする支城領体制がとられていたといわれ、北条氏照の滝山・八王子領は、そうした後北条氏の

支城領の典型とみなされている。

氏照の滝山・八王子領は、居城を中心とした多摩川流域および北部の三田氏旧領域と南部の由井領にわたる地域にあたり（前述「氏照の領域支配の進展」）、小田原北条氏の当主氏康が、子息の氏照をこの地域に据えた目的は、後北条氏の支配意図がもっとも貫徹できるかたちで、武蔵国中部のこの地域を後北条領国化することにあった。滝山・八王子領における氏照の支配強化は、その北部に位置する氏照の弟氏邦の鉢形領の支配確立とともに、後北条氏の武

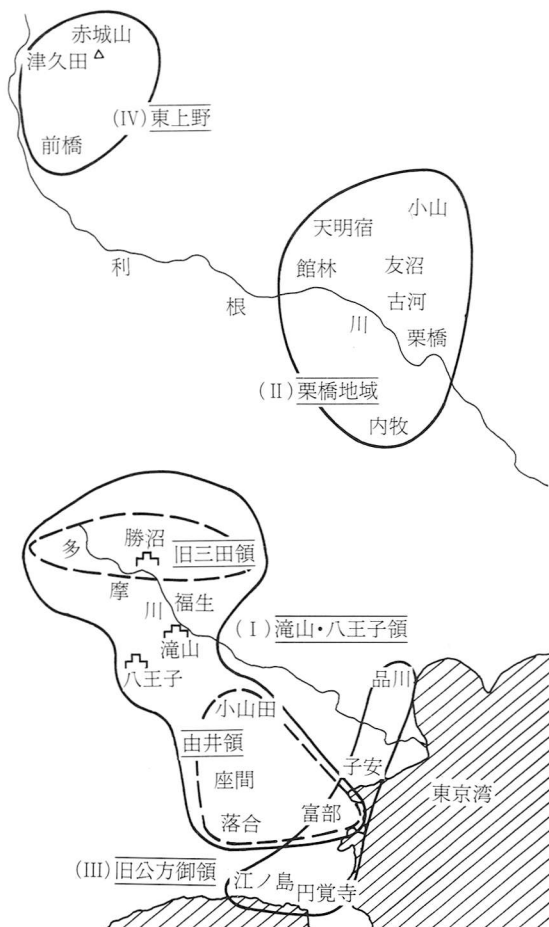
藏支配を一躍進展させる結果となった。同時にまた、氏照の支配領域は、武蔵国西端の国境域にあたり、甲斐国の武田氏に対する防備のうえからも、重要な位置を占めていたことになる。

二六六点におよぶ氏照の発給文書のうち、四分の一は、こうした滝山・八王子領に発給されたもので、そのほか数量的には、滝山・八王子領（Ⅰ）に及ばないが、氏照の文書が集中して出されている地域がいくつか確認される。それは、栗橋地域といえる、現在の埼玉・茨城県境の利根川流域から栃木県小山市域にわたる地域（Ⅱ）、鎌倉・品川・江ノ島といった公方領であった地域（Ⅲ）、上野国（群馬県）のうち利根川東部の地域（Ⅳ）である。

（Ⅱ）の栗橋地域は、天正二年（一五四）の第三次関宿合戦で後北条氏が築田氏に勝利したのち、同五年以降、氏照の文書が発給されている。氏照と栗橋地域との関係は、第三次関宿合戦後の天正一二年一二月、猿山郷（茨城県境町）・大和田郷（同三和町）・西泉田郷（同境町）から合戦を避けて逃亡している百姓の還住命令と、同郷へ狼藉禁止を保証した北条家印判状（『中世』196、198）の奉者を氏照がつとめていることに始まる。当該地域における氏照の役割は、小田原北条家当主から全権委任されて、新征服地の戦後処理をおこない、強硬な後北条領国化を進めることであつた。

つぎに、（Ⅲ）の鎌倉・品川・江ノ島といった地域は、もと古河公方足利氏の御料所（直轄地）、あるいは公方足利氏と関係の深い地域であつた。佐藤博信によれば、鎌倉の寺院は古河公方足利氏と深い関係にあり、品川は『所領役帳』に葛西様御領（公方足利義氏の所領）として把握され、江ノ島は公方領の飛地であつて、いずれも、永禄一二年（一五六）八月、義氏の古河移座ののち、氏照の支配権が確立されたという（『北条氏照に関する考察——古河公方研究の視点を中心に——』、前掲）。

第4節 北条氏照の滝山・八王子領支配



図II-46 後北条領国における氏照の支配領域略図

しかし、これら公方領であった地域に対する氏照の支配は、滝山・八王子領と同様の支配であったとは考えられない。品川町人・百姓中あてに欠落者^{かひおち}の人返しを命じた氏照文書（『中世』194）には、「もし違乱^{ともがら}の輩^{ともがら}これあらば、国法に背く子細に候、大途^{たいと}（後北条氏）に申し立て、その断り（判断）に及ぶべきものなり」とあることから、大途の意向をもって、つまり小田原本城の奉行としての氏照が、後北条領国の支配機構にもとづいた正規の手続きを踏んで、品川郷の人返し令を発していると理解できる。

同様に、江ノ島の岩本坊宛に五か条を示した氏照判物（『中世』236）にも、「向後^{きようご}においては、御大途の御印判無き義、たとえ権門・郡代申しかけらるるといえども、一切承引すべからず」「大途の御用、前々より走り廻り来たり候義とも、御印判次第時々刻々、一事

として無沙汰なく、走り廻るべし」とあって、氏照の立場は、後北条氏の奉行ととらえられる。また、鎌倉円覚寺塔頭の続灯庵に、桂昌庵の管轄を許可した氏照文書（『同書』186）は、「前々の筋目に任せて」の安堵であって、積極的に氏照が続灯庵を支配しているというよりは、ここにも氏照の北条家奉行としての職務を想定することができるであろう。

天正一二年以降、（Ⅳ）東上野宛の氏照文書（『同書』312・313・314・363）も、同じく、氏照が北条家奉行として発給したものといえる。

第五節 小田原合戦・八王子城の落城と福生周辺

関東の情勢

天正一〇年（一五六）三月、織田信長軍の攻勢の前に甲斐武田氏が滅亡した。これ以前に遠江や信濃など各地で、織田氏による武田氏に対する圧力が強まり、天正一〇年に入ると、正月に木曾の木曾義昌が、二月には江尻城（静岡県清水市）の穴山梅雪斎が離反するなど重臣の離反が相次ぎ、ついに三月一日、天目山麓の田野（山梨県大和村）において、勝頼と北条氏政の妹である夫人が自害することによって武田氏は滅亡した。しかしその信長も、同年六月二日京都本能寺において明智光秀によって殺されてしまった。これら一連の事件によって、関東の政治情勢は大きく変化することとなる。

武田氏滅亡後の信長は、滝川一益を関東管領に任じ上野国と信濃二郡（小県・佐久）を与え、さらに甲斐を河尻秀隆に、駿河を徳川家康に、信濃四郡（高井・水内・更級・埴科）を森長可に与えた。

これに対し本能寺の変ののち後北条氏も積極的に領土の拡大を指向し、六月中には上野・武蔵国境を流れる神流川かんなん畔において滝川一益の軍を破り、さらに進んで信濃小県郡までも占領した。同じ頃、甲斐では河尻秀隆が一揆によって殺され、ここに信濃・甲斐二か国をめぐる徳川氏と後北条氏が、対峙することになった。この対立は、その後一月二七日にいたり、甲斐・信濃両国の家康領有の承認、上野国沼田領の後北条氏への帰属、婚姻関係の締結（家康の次女督姫とくひめと北条氏直）という三点を条件として講和が成立した。しかしこの同盟は、当時現実に沼田領を支配していた真田氏に不満を抱かせ、秀吉のもとに走らせる結果を呼びおこした。そしてそれは、のちに大きな問題を残すことになった。一方この同盟の成立によって、以後後北条氏は北関東（常陸・下総・下野など）の反後北条氏勢力との戦いを繰り返すこととなった。

本能寺の変の報に接した豊臣秀吉（秀吉が豊臣姓を称するのは天正一四年からであるが、豊臣秀吉で統一する）は、急ぎ毛利氏と対陣中であった備中高松城から引き返し、山崎の戦いにおいて明智光秀を討ち、織田家臣団における主導的立場を確保した。さらに、翌天正一一年四月には賤ヶ岳の戦いにおいて柴田勝家を破り、織田信長の後継者としての地位を確立した。この頃、北関東の大名たちは後北条氏への対抗上次々に秀吉に接近をはかっていた。このような状況下、次第に秀吉と家康の対立が表面化し、ついに天正一二年三月、両者は合戦におよぶこととなった。いわゆる小牧・長久手の戦いである。この戦いは徳川氏優位のまま膠着状態になったが、一月にいたりようやく和睦が成立した。この後、秀吉は家康に臣従の礼を取らせようと上洛をうながし、妹の旭姫を家康に嫁がせ、また生母大政所を人質として岡崎へ送るなどをした結果、ようやく天正一四年一〇月、家康の上洛が実現した。これによって、家康は事実上秀吉に服属することとなった。これにともない、秀吉は関東の諸事を家康に託し、家康は豊臣政権の関東政

策の先鋒を担うこととなった。この事実は、後北条・徳川氏間に同盟が存在するとはいえ、後北条氏の対豊臣政策の転換をうながすこととなった。

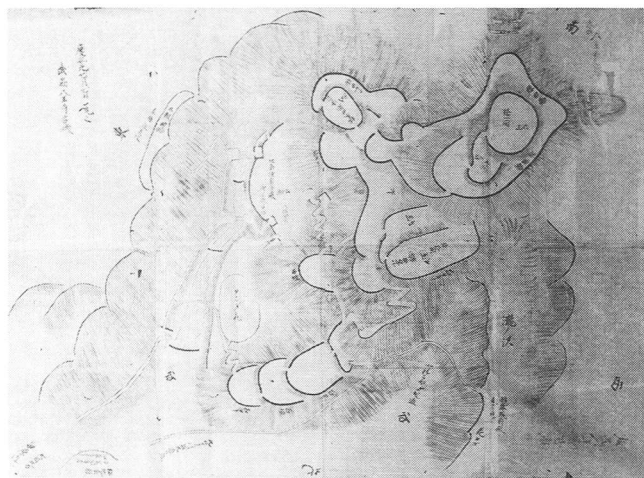
八王子城の

築城

氏照が大石氏を継承し、最初に多摩に入ったのは前述したように滝山城であった。その後八王子城を築城し、八王子・滝山領支配の拠点とした。

では、氏照はいつ八王子城を築城し、いつ移転したのか、またその理由は何であろうか。この問題について最初に本格的検討を加えた杉山博は、天正一二年から同一六年正月までの間に移転したと指摘し（『八王子城主北条氏照の文書』『歴史研究一〇三』）、その後杉山はさらに期間を限定し、天正一二年七月二五日から同一五年末までの間とした（『滝山城から八王子城へ』『多摩のあゆみ10』）。また、下山治久は天正一五年から同一六年頃としている（『滝山城から八王子城へ』『八王子城』）。さらに加藤哲は、移転の時期を天正八年閏三月四日以降同一五年一二月二四日以前とし（『八王子築城と竹木規制』『多摩のあゆみ40』）、築城開始はそれ以前の天正七年頃とした（『八王子築城をめぐる』『駒沢史学39・40合併号』）。土井義夫は、築城開始時期についての従来の三説（元亀から天正初年説、天正六年前後説、落城に近い段階説）は築城過程を別個にとらえたものであり、いずれにしても天正一二年から同一五年までの間に移転しているという（『八王子城について』『八王子城』）。櫛国男もこの説を支持している（『戦国の終わりを告げた城——八王子城を探る』）。さらに峰岸純夫は、天正六年以前より存在した小規模な城郭を、天正一〇年前後以降大規模な築城をおこなったとしている（『後北条氏政権における北条氏照の地位と役割——八王子築城問題との関連において』『八王子の歴史と文化四』）。

さらに、新城築城の理由については、古くは永禄一二年（一五六九）の甲斐武田氏の滝山城攻撃にあるとされてきたが、



図II-47 八王子城古地図 (石井千城家蔵 狛江市)

下山はこれに対し天正一〇年の武田氏の滅亡にともなう徳川氏の甲斐への進出を挙げ、加藤も天正後期にいたるも未完成であった八王子城が天正一〇年に滅亡した武田氏を意識して築城されたとは考えられず、むしろ、天正六年の上杉謙信の死により引き起された関東の政治情況の変化と織田信長との接触、さらに信長の東国派兵や国内統一の機運が、曲輪間の高低差も少なく堀幅も狭いなど、多くの構造的欠陥

を持つ滝山城を克服するものとして八王子城が新たに築城されたという。また峰岸は、城郭である限りそこに軍事的側面を有することはもちろんであるが、その築城時期よりみれば、むしろ安土城をモデルとして後北条政権における氏照自身の地位にふさわしい政庁として構築されたものと結論した。これらの説を前提としながら、再度資料上より築城・移転の時期とその理由、存在意義などについて検討してみよう。

永禄一二年、甲斐を進発した武田氏は、碓氷峠を越えて上野から武蔵に入り、北武蔵各地で鉢形城主であり氏照の弟である北条氏邦の兵と戦い、さらに南下して江戸城と滝山城を攻撃している。このときの様子を氏照は、同年一〇月二四日付けで上杉謙信の家臣である河田伯耆守長親と山吉孫次郎豊守に送った書状のなかで、「そもそも今度信玄不慮に武相出張にいたり候、白井峠を打越し、

時日に移さず、当城（滝山城）へ寄せ来り候、信甲の者年来覚悟を存、弱敵に候条、宿三口へ出す人数、両日共に終日戦を遂げ、度々勝利を得、敵隙限なく討捕、手負の儀は其の数を知らず候、両日陣取、三日目には夜中当地を引き離れ、武相の境に候、杉山峠と号す山を取り越し候」と伝えている（『中世』180・181）。もちろん、この記事は越相同盟締結の相手に送った書状であるため内容に誇張があり、実際は二日間の戦闘によって滝山城は落城の危機に瀕したという。

滝山城を攻撃した後、武田氏は小田原城を包囲・攻撃し、津久井筋を甲斐に撤退した。このときに後北条氏は追撃し、甲斐・相模の国境近くの三増峠において大規模な戦闘をおこなったが、後北条氏側の敗北に終わった。その後、元亀二年（一五七二）末もしくは元亀三年正月には、後北条・武田両氏はふたたび同盟を結ぶこととなったものの、先述した武田氏の滝山城攻撃が、この後の氏照の政策に影響を与えたであろうことは容易に推測できる。

では、八王子城に関する記事はいつから現われるのであろうか。そのもっとも早い記事は、直接的文言ではないものの、元亀二年六月一日付の牛頭山寺寺内における殺生等を禁止した禁制である（『中世』183）。文中牛頭山寺の四至を確定しているなかに、「横地堤并大木戸口」の文言がみられ、すでに八王子城の築城が進展している様子がうかがわれるが、この文書は写しであり、また文書形式も禁制としては異例であることなどから、元亀二年段階において八王子城が築城され機能していたかどうか疑問といわざるを得ない。もちろん、このことが最低限の防禦施設などの存在を否定するものではない。

天正三年（一五七五）十一月一日付で、高麗郡久下分内の長尾根山から深沢山に林を立て下草刈りを禁止した制札（『中世』201）によれば、違反者を捕らえた場合には滝山城に連行することが命じられている。その後、天正六年二月

一〇日付の薬師山別当宛の文書（『中世』223）でも、薬師山内において竹木を伐採した場合、捕らえて滝山城に連行することを命じている。さらに天正八年閏三月四日には、三沢衆（三沢十騎衆）の一人である土方弥八郎に対し、「西口御用」と表現された武田氏との臨戦体制に際して、「滝山宿に然と陣取」と滝山城下への集合・待機を命じている（『中世』240）。さらに、天正一〇年一〇月一六日付で小山田八か郷宛に発給した文書（『中世』270）でも、「滝山御陣」への参陣が命じられている。そして滝山城が現れる最後の文書としてあげられるのが、天正一二年七月二五日付で中村弥五郎以下四名を滝山城へ召集した文書である（『中世』309）。このことから、いまだ天正一二年段階にいたるも滝山城が城郭として有効に機能していたことが理解できる。しかし、新城の築城開始が即居城移転を意味するものではないことはもちろんであることから、天正一二年段階に八王子城がいまだ築城され始めていないということではない。

注目されるものが天正九年二月九日付で、並木氏に対して小山在番を命じた文書である（『中世』251）。文中に「八王子番故に延べ来り候」とみえ、すでに天正九年段階、八王子城が城郭としての機能を果たしていることが理解できる。これらの事実、天正九年以前には築城が開始されており、天正九年二月にはすでに一程度城郭の機能を果たしていたこと、一方滝山城も天正一二年七月段階までは城郭としての機能を有していたことを示しているよう。すなわち、天正九年二月より天正一二年七月の間は両城が並存していたといえる。しかし残念なことに、同時期に氏照がいずれの城を本城としていたか、すなわち氏照の移城時期については明確にはできないが、滝山城の文言のみえなくなる天正一二年以前には移城していたであろう。

では、八王子城はいつ頃から築城が開始されたのであろうか。五日市町横沢にある真言宗豊山派の古刹金色山大悲願寺に残る過去帳（『寺社』161）には、天正六年二月二五日に没した由木隼人（奥真信士）と同三月一三日に没した

上杉謙信の記載の間に、朱筆で「神護地城筑始」とあり、さらに「当国於油井領神護地山ニ三月比ヨリ新城筑始ム横山領ノ古城ヲ移サントスル沙汰ナリ」と墨書されている。このいわゆる「大悲願寺過去帳」（以下「過去帳」と略す）とよばれる資料は、一八世紀中期の宝暦年間頃同寺二四世の如環がまとめたもので、享保期までに同寺に供養されている人々の没年月日・法名・俗名などが記されている。記載された人々をみると、近世初頭以降は周辺の農民層が中心であるが、中世以前については、同寺に関連した僧侶や周辺の土豪・地侍などに混じって鎌倉幕府の三代將軍以降著名な武士などの没年・法名などが記されている。さらに詳細にみると、没年のみならず様々な情報が記されている。おそらく、近世以前の記事については何らかの記録をもとに記載したのであろう。以上のことから、ある程度の信憑性があると考えてよからう。とすれば、八王子城の築城開始時期は天正六年頃といえよう。さらに、大幡（八王子市）にある真言宗寺院宝生寺の過去帳には、「城山ハ初ノ當興ヨリ九年ニ至リ造功未ダ了セズシテ落城」とあり、天正九年頃には築城がおこなわれていたことが理解される。なお、同寺の一〇世頼紹は小田原合戦に際し、八王子城に籠城し戦死したと伝えられている。

また注目されるものに、加藤が八王子築城に関連するとして指摘した、年末詳二月二三日付で大石筑前守・横地与三郎・間宮若狭守の三名宛に発給された文書がある（『中世』390）。この文書の原本・伝来等について詳細に検討された峰岸も、天正一〇年頃、城普請のエキスパートたる間宮若狭守綱信ら三名の奉行衆に対し八王子城の築城を命じたものとされている。

この八王子城築城に関連して注目されるものが、すでに加藤も指摘しているように「林を立てられ候」（『中世』201）と表れ、同様の趣旨の文書（『中世』223）がほかにもみられる山林保護育成政策である。林を立てるとは、直轄の保

護林として指定し、その伐採を禁止することであり、「立林」・「立山」・「立野」などと表現される。このような山林保護育成政策に関する氏照発給の文書は、さきの二点（『中世』201・223）のみならず、天正四年正月一日付の文書（『中世』203）でも高麗郡の長田山を立林とし下草の刈り取りまでも禁止し、また天正八年一月八日付で宇野藤八郎に高幡郷の平山大学助知行分を宛行っている（『中世』249）が、ここでも「但し大学助屋敷の儀は、公方敷に立て置かれ候間」と、宛行った平山大学助の屋敷の周辺の屋敷林を公方敷すなわち公用の山林と指定している。そのあとの文章は、「その外郷中竹木伐り取る事法度候、いずれの敷をも堅く申し付、立てなざるべく候」と記され、公方敷指定が平山大学助屋敷のみならず、高幡郷全体であったことが理解でき、また伐採も禁止されている。さらに天正九年正月十七日には、氏照の家臣近藤出羽守綱秀が浄泉寺に制札を発給し、浄泉寺の周囲の山を立山とし、竹木伐採を禁止している（『中世』250）。その他、天正一四年三月九日付で日野惣郷などに対し（『中世』327）、同年六月二十八日付で多摩郡小和田の広徳寺山に対して（『中世』331）など多くの事例を挙げることができる。このように、高麗郡から多摩郡にかけてと広範囲に、しかも天正四年以降同一四年にいたるまでと長期間にわたって山林の保護・育成がおこなわれているということは、それだけ大量に軍需物資たる木材を必要としていたということであり、それほどの木材を必要とするものとして八王子城の築城を想定することは容易であろう。さらにこれに関連して、天正五年一月七日付で網代（五日市町）の山作Ⅱ製材職人に対し、棟別免除の代わりに「御公方御用厳密に走り廻るべき旨」と命じている（『中世』221）。これも木材の確保を目的とした政策であろう。

以上、八王子城の築城開始時期が天正六年まで遡ることができ、またそのための建築資材などの確保を目的とした山林保護育成政策が天正四年頃まで遡れるとすれば、単純に考えて新城構想は天正四年以前からあったといえよう。

さらにその場所が甲斐国境に近い深沢山であったということは、氏照の新城構想の背景には、やはり永禄一二年の武田氏の滝山城攻撃があり、武田氏対策として新城を構想したといえよう。そして、この新城すなわち八王子城の築城に大きな影響を与え、築城計画の変更を余儀なくしたものが間宮若狭守綱信の安土城見聞ではなからうか。『信長公記』によれば、天正八年に入ると後北条氏は織田信長に接近し、たびたび鷹や江川酒などの贈答品を贈っている。そして三月にはいると、氏政の使者笠原越前守康明と氏照の使者間宮綱信が京都の信長のもとにおもむいた。このとき信長は、「滝川左近案内者にて京都懇に見物申し、頓て安土へ罷下り候へ」といったとある。おそらく、実際に笠原・間宮両者は近世城郭の萌芽ともいべき壮麗な安土城を眼にし、驚いたことであろう。さらにこのとき、彼らは畿内政権の有する強力な軍事力を実感したのではなからうか。帰国後の間宮綱信の報告によって、氏照は八王子城の構造・規模などその計画を根本的に改変したものと思われる。このことが、天正一八年に至るも未完成との評価を与える結果になったものといえよう。

近年の発掘調査などによれば、従来あまり明らかでなかった山麓部において、「上の道」とよばれる幅八メートルに及ぶ公道が確認され、ここから城山川を引橋で渡り、二か所の踊り場のある石段を登り、左折して冠木門をくぐって御主殿部に至るといふ。この御主殿部は全面石敷きで、敷石溝なども確認され、また一四個の礎石より間口一九メートル・奥行き一三メートルの建物が存在したことが推測されるという。さらに、周辺部にも大規模な石垣が確認された。石垣の存在は、関東の中世城郭としてはまれであり、このような点に安土城の影響をみることはできる。一般に中世城郭は山城から平山城に、さらに平城へと移行するといわれている。この点から、八王子城は時代に逆行した城との評価もある。しかし、



図Ⅱ-48 八王子城御主殿部石畳

これまでも述べてきたように、八王子城は氏照なりに武田氏への対策を検討し、また安土城見聞後は武田氏を越えて畿内政權（織田信長・豊臣秀吉）を視野におき、これに対抗しうる城郭として、さらに氏照の政庁にふさわしい城郭として築城されたのが八王子城であった。

秀吉の惣無事令と後北条氏

天正一二年の小牧・長久手の戦後、天正一四年に至り家康を上洛させ服属させることに成功した秀吉は、これに先立つ天正一三年に長宗我部氏を打倒して四国を平定し、また七月には従一位関白に任じられていた。そして家康を臣従させた秀吉は、家康に関東政策を担当させた。天正一四年一月一日付で家康が北条氏政に宛てた書状（持田文書）には、「関東惣無事の儀に付て」とあり、秀吉が関東における後北条氏と諸大名との戦闘を「私戦」とみなし、これを停止させることを目的とした私戦停止命令（惣無事令）を発していたことがわかる。この段階、すでに秀吉は領土紛争の裁定と領土画定権を有する唯一の存在として自己を位置付けていたのである（藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』）。

その後も、秀吉は着々と統一事業を推進し、天正一五年には九州の島津氏を降伏させて九州の統一にも成功し、同年末には奥羽の大名までを対象とした二度目の惣無事令を発した。そして翌一六年四月、

新築した聚楽第に後陽成天皇を招き、諸大名を集めて秀吉への服従を誓わせる起請文をとり、政権の基盤固めをおこなった。もちろん、後北条氏からは誰も上洛しなかった。これに対し、家康は惣無事令の受諾を迫る三か条からなる起請文を後北条氏に発している。

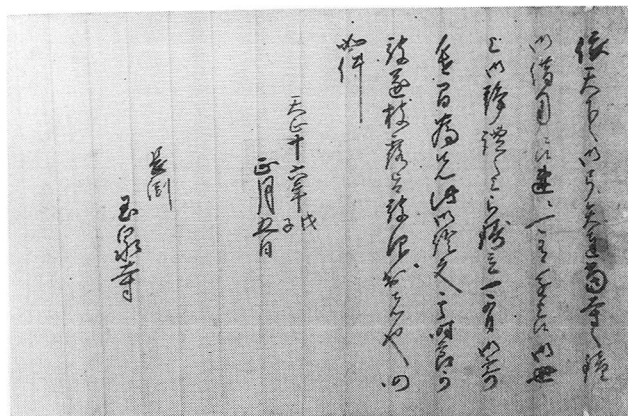
その後、後北条氏は、四か月を経過してようやく氏政の弟で三崎城（神奈川県三浦市）主である氏規を上洛させた。この事実の後北条氏が惣無事令を受諾したことを意味し、事実上秀吉の傘下に組み込まれることとなった。しかしこの上洛の遅れは、後北条氏内部の意見統一がかなり困難をともなったことによる。すなわち、当主氏直や氏規が家康の取りなしに期待を寄せ上洛を主張したのに対し、氏政や氏照らは対豊臣強硬論を展開したのである。事実氏照は、この頃自己の八王子領内に、次々に臨戦体制的軍備増強政策を推進している。

ところで、上洛した氏規は、秀吉に対し沼田問題の裁定を依頼している。沼田問題とは、天正一〇年の後北条・徳川間の同盟に際して、沼田は後北条領と認められたにもかかわらず、秀吉と結びついた真田氏が居座っていることをいうが、これに対し秀吉は天正一七年に裁定を下した。その内容は、沼田領のうち三分の二を後北条氏に割譲し、三分の一は真田氏の領有を認め、真田氏の割譲分については家康が代替地を補償するということであった。その後、後北条氏はこの三分の二を受け取ったが、これで問題が完全に解決したわけではなかった。

このような状況における後北条領国全体の動きはどうであったのか。天正一四年、徳川家康が秀吉に臣従すると、後北条氏は次第に危機感をもつようになるが、とくに翌一五年秀吉が九州平定に成功し、直接関東への圧力が強まるようになる。後北条氏も対策を本格化させることになる。その具体策としては、天正一五年七月晦日付で発給された百姓大量動員体制確立のための人改令である。この文書は五か条からなり、第一条では「当郷において侍・凡下を

撰ばず、自然御国御用の砌、召仕わるべき者を撰出し、其名を記すべき事、但扈人」と記している。すなわち、郷中に居住する者は侍・農民にかかわらず、国家存亡の危機において陣参できる者を選び申告せよというものである。ここでいう侍とは後北条氏の直接の家臣ではなく、半農半武士のような存在であり、村落の指導的立場の人々を指しているであろう。またさらに百姓大量動員体制と記したものの、「但扈人」とあるようにけっして無制限の動員というようなものではなく、村落の生産力に応じて人数が決まっていたようである。またこのような動員を可能にする論理として、「御国御用」、すなわちそこに居住する住民も含めた国家存亡の危機感を全面に押し立てる必要のあったことも注目される。第二条では、弓・槍・鉄砲のうちよりいずれかを持参することと武器自弁の原則が記されており、さらに商人や細工人（職人）であっても、一五歳から七〇歳までの人々の記録が命じられている。これら本来は非戦闘員である人々を動員するため、第三条では「武者めく様ニ支度致すべき事」、すなわち武者（武士）にみえるような準備をすることとされている。さらに第四条では、「よき者」すなわち役に立つ者を村落に残し、役に立たない者を選び出した場合には判明次第処罰するとしている。このような法令が武蔵・相模に各七例ずつ存在する。もちろん、これは現在に残る数であるため、当時はより広範囲に発給されたことであろう。しかしこの法令の出された後、先述したように氏規が上洛したことによって、後北条氏の臨戦体制的政策は一時中断されることとなる。

一方、対豊臣政権への強硬論者である氏照の八王子領はどうであろうか。先の人改令と同時期の天正一五年一二月二四日、より直接的な七か条からなる「陣触」が来住野大炊助・同甚七郎・萩原五兵衛ら三名宛に発給されている（『中世』353）。ここでも「天下の御弓矢」という状況に対し、人数に不足なきこと、また弓・鎗・小旗等の武具や鉄・鶴嘴などの普請用具も持参しての、八王子城下への集合が命じられている。とくに注目されるのは、第七条の



図II-49 北条氏照印判状（玉泉寺文書 青梅市）

「妻子の仕度これを致し、何時も八王子へ入候様ニ申付くべき事」とあるように、妻子の八王子城入城が義務付けられていたことである。これは人質としての側面と、給人の妻子の生命保障としての二つの側面を有する。このような妻子の八王子城への入城命令は、翌一六年正月三日付で久下兵庫助に（『中世』354）、同年正月八日付で大久野番匠落合四郎左衛門に命じられている（『中世』359）。こうしたことからすれば、かなり広範囲に命じられていた可能性があり、天正一八年六月二三日の八王子城落城の際には、將兵に混っておそらく多くの婦女子が籠城していたことであろう。

さらに先の久下兵庫助宛の文書には、「天下のため御弓箭の間、郷中にくい物たるほどの物置くべからざるの旨、御法度に候、然ば当知行の倭子、八王子に屋敷持たざる衆を、或は寄親、或は知音に近付、其屋敷のしへ兵糧を入れさせるべく相たのみ、郷中ニ指し置くについては御法を破るの間、越度に処せらるべし」とあり、戦時下において食料が敵方に渡ることを恐れ、村落内に置くことを禁じている。

また、天正一六年正月五日には、成木（青梅市）の愛染院（『中世』355）、長淵（青梅市）の玉泉寺（『中世』356）、毛呂大明神（埼玉県毛呂山町）（『中世』357）などに対し、「天下の御弓矢に達するにより、当寺の鐘御借用に候、速に



図II-50 大悲願寺過去帳巻頭部分
(大悲願寺蔵 五日市町)

進上あるべく候」と、軍需物資としての鉄資源確保のための、梵鐘供出を命じている。もちろん「御世上御静謐の上、
 鑄立られ御寄進あるべく間」と、平和となった場合は鑄造し寄進するとしている。

さらに、同年正月九日付で西戸倉郷（五日市町）に対し、檜原城の普請を（『中世』360）、同月一日付で三沢郷
 （日野市）に対し八王子城の普請を命じている（『中世』361）。

以上のように、天正一五年末から翌一六年初頭にかけて、八王子領内には次々と積極的な臨戦体制的政策が打ち出
 されていったのである。

小田原合戦と八王子城の攻防 天正一八年三月、豊臣秀吉は約三万の大軍を率いて京都を出発した。これに先行して、すでに徳
 川家康・前田利家・上杉景勝らが関東に向けて出発していた。そして、三月二八日に大道寺政繁

らの守備する松井田城（群馬県松井田町）への前田・上杉軍などの攻撃、
 さらに翌二九日、松田憲秀らの守備する山中城（静岡県三島市）への豊臣
 秀次軍の攻撃などによって後北条・豊臣間の戦端が開かれることとなった。
 このような状況のなか、氏照も多摩地域の土豪・地侍を率いて小田原城
 に籠城していた。このとき氏照に従い、小田原城において戦死した一八名
 の名が、「過去帳」に記載されている（『神社』161）。これを一覧表にした
 ものが（表II-5）である。これらの人々が多摩地域の土豪・地侍である
 うという推定については、「過去帳」に記載されているという点、さらに
 後述する高尾氏や三内氏さんないのように「過去帳」に記載された八王子城におけ

表Ⅱ-5 大悲願寺過去帳にみる
戦死者①

1	大森宮内	10	柴田日向
2	小暮将監	11	鹿島田隼人
3	畠中丹波	12	川口歙喜入道
4	中嶋豊前	13	土屋備前
5	高尾近江	14	若森藤佐
6	水野豊後	15	若森丹後
7	長野佐渡	16	小机藤太
8	高森弥三	17	三内蔵人
9	高尾雪斎	18	馬場美濃太郎

る戦死者との姓の共通性、加えて同表Ⅱ-5の18の馬場美濃太郎の注記に、「本ハ当国府中ノ人居住伊那村移住ス上川口村勧喜坊ト孫左衛門トノ父ナリ」とある点などからみてまちがいないだろう。このように多摩地域の土豪・地侍は八王子城に籠城したのみならず、これ以前北関東各地を転戦したように小田原城にも籠城していた。

豊臣軍の攻撃は、前述した松井田城・山中城の攻撃以降上野国等の城を次々と不戦開城させ、五月には主戦場を武蔵国に移し鉢形城（埼玉県寄居町）・忍城（同行田市）・岩付城（同岩槻市）などいくつかの城を除いてはほとんど不戦開城もしくは簡単に陥落させている。そして六月には前述した鉢形城・忍城・

岩付城などの攻撃に全力を投入し、これらを陥落もしくは開城させた後、八王子城の攻撃をおこなうこととなった。六月二三日の八王子城落城については次項で述べるが、八王子城落城の直後、葦山城（静岡県葦山町）の北条氏規が降伏・開城したことにより小田原城は孤立した。結局、七月五日に小田原城も降伏・開城した。その後秀吉は会津まで兵を進め、戦わずして伊達氏以下の東北の諸大名を平定し、知行割を実施することによって全国を統一することに成功した。

八王子城落城と 大悲願寺過去帳

六月二三日未明、豊臣方の前田利家・上杉景勝軍による八王子城の攻撃が開始された。このとき城主氏照は、前述したとおり小田原城に籠城しており、八王子城には氏照の重臣大石照基・近藤綱秀・横地吉信・狩野宗円・中山勘解由らと多摩地域の土豪・地侍らが防衛に当たっていた。

表Ⅱ-6 大悲願寺過去帳にみる戦死者②

	法名	俗名	備考
1	道景禅定門	由木豊前守	(大悲願寺住僧)海誉カ亡父
2	西竿禅定門	由木主水祐	西藏実父
3	道意禅定門	高橋孫三郎	
4	浄心禅定門	三内中務	
5	清照禅定門	飯田新右衛門	伊奈村住人
6	憲照信士	高尾弥八郎	
7	道円信士	高尾弥九郎	高尾弥八郎ノ舎弟也

表Ⅱ-7 大悲願寺過去帳にみる戦死者③

	法名	俗名	備考
1	蓮照禅定門	高尾備前	高尾助六父 草花村ニ住ス
2	道珠信士	三内蔵人	

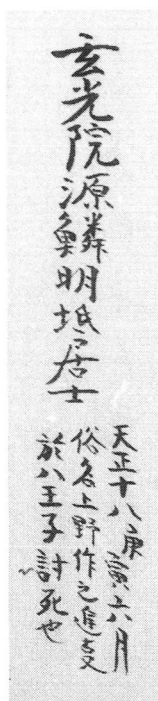
では、多摩地域の土豪・地侍とは具体的にはどのような人々であろうか。まず前述した「過去帳」をみると、八王子城において戦死したとして表Ⅱ-6にみえる七名が記載されている。これらの人々の姓をみると、三内氏や高尾氏などの姓は五日市町に現在の地名として残り、また近世村落として確認することができる。ことに三内氏については

『風土記稿』三内村の項に旧家百姓隼人として、「此村草創の百姓にして、代々名主役を勤め、三内氏を氏とせり」とあり、中世以来村落の指導層であったことが推測される。さらに「過去帳」飯田氏の項には「伊奈村（五日市町）住人」とあり、後述する高尾備前は草花村（秋川市）に居住していたとある。これらのことからみて表Ⅱ-6にみえる人々が大悲願寺近辺の村々（五日市町）から秋川市にいたる秋川流域に居住する土豪・地侍であったことが確認される。また、高尾弥八郎・弥九郎は兄弟との記載があり、八王子城への徴兵が徹底しておこなわれたことも推測される。なお、高尾弥九郎の注記のみ「同年同日（天正一八年六月二三日）於慈根寺城討死」とある。

さらに表Ⅱ-7に表れる二名については、表Ⅱ-6の七名同様八王子城において籠城しているものの、落城時には死

ところで、当市域に関係する人物は確認できないのであろうか。そこで注目されるのが、市内福生の福生山清岩院

に残された二冊の過去帳の一日三日の条に記された「玄光院源鱗明砥居士」という人物である。その注記には、「天正十八庚寅六月俗名上野作之進事於八王子討死也」とあり、上野作之進なる人物が八王子城において戦死したことが知られる。さらに注目されることに、同過去帳の二二日の条に「天正十六戊子八月上野作之進室河野但馬守養女」と注



図Ⅱ-51 清岩院
過去帳部分
(清岩院蔵)

亡せず、高尾備前は五日後の二八日に死亡し、三内藏人は八月八日に「於八王子手ヲイ歸リテ死ス」とある。以上の九名については法名・俗名・注記の順に記さ

記された「清照院心月桂林大姉」なる人物が存在することである。すなわち、夫妻共に清岩院の過去帳に記載されていることになる。もちろん、上野作之進の注記にある八王子城の落城は六月一三日ではなく二三日であることから誤記であることは明白であり、上野作之進の前後に記載された人々が寛政・享和・文化期など一八世紀末から一九世紀初頭の人々であることから後筆であることもまちがいがなく、このために誤って記載されたものと考えられる。上野氏は、いつの時期か清岩院との間に檀家関係を結んでいたことが推定される。さらに、清岩院には移転・移築などの伝承・事実がないことを考慮すれば、あるいは上野氏が現在の市内もしくはその周辺に居住していた可能性もあるといえよう。いずれにしても、上野作之進なる人物が八王子城に籠城し、戦死したことはまちがいはなからう。

中世福生・多摩の終焉 天正一八年七月五日の後北条氏の全面降伏、その後の小田原城開城によって小田原合戦は終結した。これによって、早雲以来五代百年にわたって関東に覇をとらえた後北条氏は滅亡した。

開城後、当主氏直は自己の一命を持って将兵の助命を望んだが、秀吉は後北条氏の全領地を没収した上に主戦派と目された氏政・氏照兄弟と重臣の松田憲秀・大道寺政繁らを切腹させ、氏直は高野山に追放となった。そして七月三日、秀吉は関東の新領主として五か国（三河・遠江・駿河・甲斐・信濃）を領有していた徳川家康を移封することとした。もちろん関東とはいっても、安房の里見氏や常陸の佐竹氏・下野の宇都宮氏などの中小の大名たちが依然存在するため、実際は伊豆・相模・武蔵・下総・上総・上野の六か国であった。家康はこれらの地に対して、たとえば小田原に大久保忠世・武蔵岩付に高力清長・上野館林に榊原康政など各地に家臣を配置した。当市域は家康の直轄となった。こうしたなか、後北条氏の旧臣たちや土豪・地侍たちも、ある者は家康に、またその家臣に被官化し、武士への道を歩むこととなり、またある者は帰農・土着することとなった。豊臣政権のもと、全国的な戦乱の完全終結、

政治的な安定までにはもう少し時間を必要とするものの、関東においては、家康によって比較的安定した状況が作られていった。ここに中世の福生・多摩は終りをつけ、近世社会を迎えるのである。